

労災保険
審査請求事務取扱手引

平成 28 年 3 月

厚生労働省労働基準局

基発0318第3号

平成28年3月18日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公印省略)

「労災保険審査請求事務取扱手引」の改正について

労働者災害補償保険に関する審査請求事務（労働基準法第85条及び第86条に基づく審査及び仲裁を含む。）については、「労災保険審査請求事務取扱手引」（平成26年8月7日付け基発0807第10号。以下「手引」という。）をもって指示したところであるが、今般、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）により改正された労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）及び関係法令が、平成28年4月1日から施行することとされた。これに伴い、手引を別添のとおり改正したので、下記に留意の上、今後の事務処理に遺漏なきを期されたい。

記

1 適用

原処分をした日が平成28年4月1日以後である審査請求に係る事務に適用する。

なお、処分の時点の判断は、平成28年2月25日付け基発0225第9号の記の3(2)によること。

2 経過措置

原処分をした日が平成28年3月31日以前である審査請求に係る事務については、この通達による改正前の手引により行うこと。

目 次

第 1 部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要.....	- 3 -
II 労働者災害補償保険審査官	
1 意義.....	- 6 -
2 審査官の管轄区域.....	- 7 -
3 審査官の任務.....	- 7 -
III 労働者災害補償保険審査参与	
1 参与制度の意義及び参与の地位等.....	- 9 -
2 指名の手続及び指名期間.....	- 9 -
IV 審査請求手続	
1 審査請求の対象.....	- 12 -
2 審査請求人.....	- 18 -
3 代理人.....	- 18 -
4 利害関係者.....	- 21 -
5 審査請求の期間.....	- 22 -
6 審査請求書の記載事項.....	- 24 -
V 再審査請求手続.....	- 29 -

第 2 部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ.....	- 33 -
II 執務の基本的態度	
1 基本的態度.....	- 34 -
2 審査請求事務の基本方針.....	- 34 -
3 留意事項.....	- 37 -
III 審査請求事務の開始	
1 審査請求の申立て.....	- 38 -
2 審査請求の受付.....	- 38 -
3 指導による解決.....	- 40 -
4 移送.....	- 41 -
IV 要件審理	
1 適法要件.....	- 43 -

2	不適法な審査請求と却下決定.....	- 44 -
3	補正命令.....	- 44 -
V 本案審理		
1	審理の進め方の概要.....	- 49 -
2	審理を進めるに当たっての留意点.....	- 49 -
3	審査請求処理計画の策定.....	- 50 -
4	特定審査請求手続の計画的遂行.....	- 50 -
5	関係者に対する通知.....	- 52 -
6	審査請求の併合と分離.....	- 59 -
7	審査請求と原処分の執行停止.....	- 62 -
8	争点整理.....	- 62 -
9	意見の陳述.....	- 64 -
10	口頭意見陳述.....	- 69 -
11	審査請求の趣旨及び理由の変更.....	- 77 -
12	証拠物件の提出.....	- 77 -
13	審査請求手続の受継.....	- 78 -
VI 資料の収集		
1	意義.....	- 80 -
2	審理のための処分.....	- 80 -
3	資料収集に当たっての留意事項.....	- 87 -
4	審問.....	- 88 -
5	物件等提出命令.....	- 93 -
6	鑑定.....	- 96 -
7	立入検査.....	- 101 -
8	受診命令.....	- 102 -
VII 参与からの意見聴取		
1	概要.....	- 105 -
2	参与会.....	- 105 -
3	参与会への提出資料.....	- 105 -
4	参与会での意見聴取の結果資料.....	- 106 -
VIII 文書その他の物件の閲覧等		
1	文書その他の物件の閲覧等.....	- 107 -
2	文書その他の物件の閲覧等の対象.....	- 108 -
3	文書その他の物件の閲覧等の事務処理.....	- 109 -
IX 審査請求事務の終了		
1	概要.....	- 124 -

2	審査請求の取下げ.....	- 125 -
3	決定.....	- 129 -
4	決定書の作成要領について.....	- 131 -
5	決定の効果.....	- 151 -
6	決定の変更及び更正.....	- 155 -
7	不作為についての不服申立て.....	- 158 -
8	「義務付け訴訟」及び「仮の義務付けの申立て」について.....	- 158 -
X	審査請求に伴うその他の事務処理	
1	整理・保存.....	- 160 -
2	報告.....	- 161 -
3	審査請求の費用.....	- 161 -
4	審理のための処分に関する証人等の旅費、鑑定料等.....	- 162 -
5	口頭意見陳述に関する審査請求人等の旅費.....	- 162 -
6	労災保険専門調査員の活用.....	- 165 -
7	再審査請求の受付事務.....	- 165 -
8	審査官の審査会への対応.....	- 165 -
9	裁判所等からの文書提出命令等への対応.....	- 166 -
XI	決定を経ずに再審査請求等が行われた事件の事務処理	
1	対象となる審査請求.....	- 167 -
2	3か月の期間計算について.....	- 167 -
3	再審査請求が行われた場合の事務処理について.....	- 167 -
4	行政訴訟が提起された場合の事務処理について.....	- 168 -

第3部 審査請求及び再審査請求に伴う署長等の事務

I	署長等の事務	
1	署長等の事務の種類.....	- 173 -
2	審査請求に対する署長等の基本姿勢.....	- 173 -
3	経由機関たる署長の事務.....	- 173 -
4	審査官及び審査会への意見・資料提出.....	- 174 -
5	審査請求における口頭意見陳述に係る原処分庁としての対応.....	- 175 -
6	再審査請求における審理に係る原処分庁としての対応.....	- 175 -
II	意見書の作成要領	
1	概要.....	- 180 -
2	意見書に記載すべき事項.....	- 181 -
3	意見書作成上の留意点.....	- 181 -
4	証拠資料に関する留意点.....	- 183 -

5	意見書の記載例.....	- 186 -
6	却下決定事件についての意見.....	- 196 -
Ⅲ 局管理者における取組み		
1	進行管理及び支援体制の確立.....	- 198 -
2	審査請求事件の検証.....	- 198 -
3	再審査請求事件の検証及び原処分庁の意見書作成等について.....	- 199 -
4	審査官が除斥事由に該当した場合の対応.....	- 199 -
5	その他の支援対策.....	- 200 -

第4部 労働基準法に基づく審査又は仲裁

I 概要		
1	意義.....	- 205 -
2	対象.....	- 205 -
II 署長が行う審査又は仲裁		
1	申立て手続.....	- 207 -
2	職権による審査又は仲裁.....	- 207 -
3	審査又は仲裁の手続.....	- 208 -
4	結果の方式.....	- 208 -
5	効果.....	- 209 -
6	民事訴訟との関係.....	- 209 -
III 審査官が行う審査又は仲裁.....		
		- 210 -

第5部 審査請求関係事務様式

規則様式



第1号	労働保険審査請求書.....	- 213 -
第2号	労働保険審査請求書（雇用保険）	(略)
第3号	労働保険再審査請求書.....	- 214 -
第4号	労働保険再審査請求書（雇用保険）	(略)
第5号	審理のための処分の申立書.....	- 215 -
第5号の2	交付実施申立書.....	- 216 -
第6号	労働者災害補償保険審査官証票.....	- 218 -
第7号	雇用保険審査官証票	(略)
第8号	労働保険審査会審査員証票	(略)
第9号	手続受継届.....	- 218 -
第10号	決定・裁決更正申立書.....	- 219 -
第11号	参加申立書.....	- 220 -

第12号	審理非公開申立書	- 221 -
第13号	調書閲覧請求書	(略)
審査様式		
第1号	審査請求聴取書	- 222 -
第2号	管轄違いの理由による移送について(管轄審査官あて)	- 223 -
第3号	管轄違いの理由による移送について(審査請求人あて)	- 224 -
第4号	審査請求の補正について	- 225 -
第5号	補正書	- 226 -
第6号	審査請求の補正の督促について	- 227 -
第7号	審査請求の受理について(審査請求人あて)	- 228 -
第8号	審査請求受理及び意見書の提出について(原処分庁あて)	- 229 -
第9号	審査請求の受理について(利害関係者あて)	- 230 -
第10号	審査請求の受理について(参与あて)	- 231 -
第11号	審査請求の受継について	- 232 -
第12号	非承継意思確認書	- 233 -
第13号	審査請求手続の終了について(取下げ、再審査請求受理の場合)	- 234 -
第14号	審査請求手続の中断について(承継人存否不明の場合)	- 235 -
第15号	審査請求の併合について	- 236 -
第16号	審査請求の分離について	- 237 -
第17号	来庁要求通知書	- 238 -
第17号の2	原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について	- 239 -
第17号の3	原処分庁意見書の送付について	- 240 -
第18号	労災保険給付請求権の時効について	- 241 -
第19号	証拠となるべき資料の提出について(原処分庁あて)	- 242 -
第20号	証拠となるべき資料等の提出について(審査請求人あて)	- 243 -
第21号	意見書遅延理由書の提出について(依頼)	- 244 -
第22号	意見書遅延理由書の提出について(回答)	- 245 -
第23号	来庁の依頼について(参考人あて)	- 246 -
第24号	意見書の提出依頼について	- 247 -
第25号	鑑定依頼について	- 248 -
第26号	物件の提出について	- 249 -
第27号	審査資料の提出の督促について	- 250 -
第28号	提出物件預り証	- 251 -
第29号	提出物件受取証明書	- 252 -
第30号	受診の命令について	- 253 -
第31号	審理のための処分の囑託について	- 254 -

第 32 号	決定の更正について.....	- 255 -
第 33 号	審査請求取下げ書.....	- 256 -
第 34 号	審査請求事件に係る官報掲載について.....	- 257 -
第 35 号	参与候補者の推薦について.....	- 258 -
第 36 号	審査請求文書受付・送付簿.....	- 259 -
第 37 号	審査請求処理計画・処理経過簿.....	- 260 -
第 38 号	審査請求事件綴表紙.....	- 262 -
第 39 号	審査・仲裁申立書.....	- 263 -
第 40 号	審査費用（旅費）請求書.....	- 264 -
第 41 号	審査費用（意見書料 鑑定料 審査資料作成実費）請求書.....	- 265 -
第 42 号	口頭意見陳述の実施について.....	- 266 -
第 43 号	文書その他の物件の閲覧等申立書.....	- 268 -
第 44 号	文書その他の物件の閲覧等に係る意見の確認について.....	- 269 -
第 45 号	文書その他の物件の閲覧等について（通知）.....	- 271 -
第 46 号	手数料減額・免除申請書.....	- 273 -

凡 例

法令の表示や用語の引用については、次の略語を用いた。

労働基準法	労基法
労働者災害補償保険法	労災法
労働者災害補償保険法施行規則	労災則
労働保険審査官及び労働保険審査会法	労審法
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令	労審令
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行規則	労審則
行政不服審査法	行審法
行政事件訴訟法	行訴法
行政手続法	行手法
民事訴訟法	民訴法
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	個人情報保護法
行政機関の保有する情報の公開に関する法律	情報公開法
都道府県労働局	局
都道府県労働局長	局長
労働基準監督署	署
労働基準監督署長	署長
原処分をした労働基準監督署長又は労働局長	原処分庁
労働保険審査会	審査会
労働者災害補償保険審査参与	参与
労働者災害補償保険	労災保険
官印	
私印	

第1部 審査請求及び再審査請求

I 審査請求制度の意義及び概要

行政庁の違法又は不当な処分が行われた場合、これに不服のある者の権利利益の救済及び行政の適正な運営を確保するための不服申立手続については行審法に、訴訟手続については行訴法にそれぞれ一般的に規定されており、労災保険給付に関する処分についても原則的にはそれぞれの法律によることとなるが、労災法に基づく処分の特殊性にかんがみ、同法では、特に簡易迅速な決定を行う第一審の審査機関として審査官、厳格慎重な裁決を行う第二審の審査機関として審査会を規定している（労災法第 38 条及び第 40 条）。

再審査請求及び行政訴訟として国を被告とする処分の取消しの訴えについては、原則として審査官の決定を経ることを要件としている（審査請求前置主義、労災法第 38 条第 1 項、労災法第 40 条、行訴法第 8 条）が、審査請求をした日から 3 か月を経過しても審査官の決定がないときは、審査官が審査請求を棄却したものと同みなし（労災法第 38 条第 2 項）、再審査請求及び行政訴訟の提起（労災法第 38 条第 1 項、行訴法第 8 条第 2 項第 1 号）をそれぞれすることができる」とされている。

労災法第 38 条（審査請求等）

保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

② 前項の審査請求をしている者は、審査請求をした日から三箇月を経過しても審査請求についての決定がないときは、労働者災害補償保険審査官が審査請求を棄却したものと同みなすことができる。

③（略）

労災法第 40 条（不服申立ての前置）

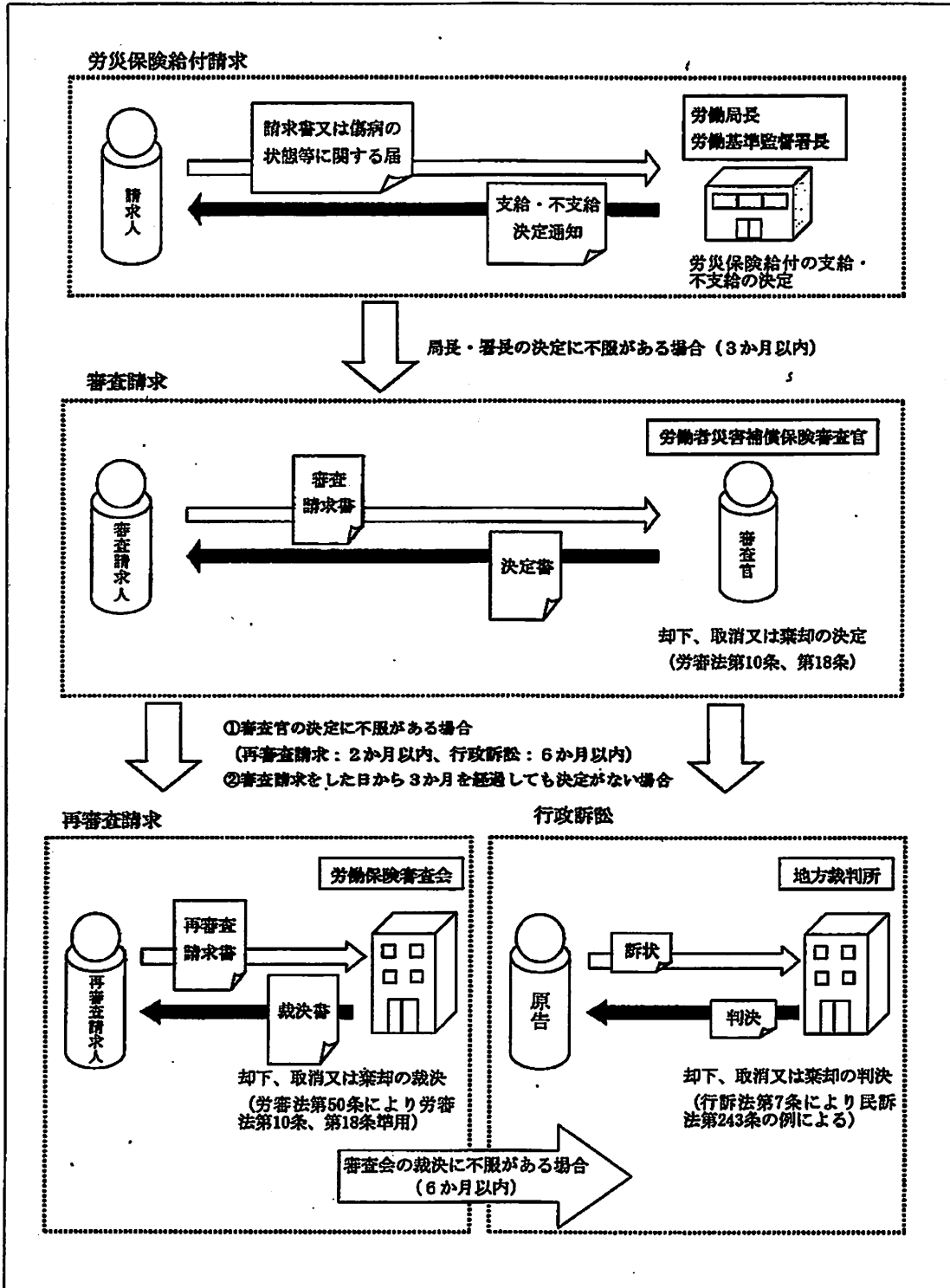
第 38 条第 1 項に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する労働者災害補償保険審査官の決定を経た後でなければ、提起することができない。

これは、労災保険給付に関する決定が大量に行われる処分であり、行政の統一性を確保する必要があること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、できる限り行政機関内部において迅速かつ簡易に違法又は不当な処分を是正することが望ましいこと、行政不服審査は簡易迅速な処理をその本旨とすることから、訴訟の前に審査請求を経由させても、審査請求人の裁判を受ける権利を損なうことにはならないことを前提としている。

なお、労災法第 38 条の規定に基づく審査請求及び再審査請求については、行審法第 2 章（第 22 条を除く。）及び第 4 章の規定は適用しないとされている（労災法第 39 条）。また、

審査請求(再審査請求)に対する処分については、行手法第3条第1項第15号「審査請求、再調査の請求その他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の処分」に該当することから、行手法第2章から第4章の2までの規定は適用除外とされている。

保険給付に関する決定に係る審査請求制度の概念図



Ⅱ 労働者災害補償保険審査官

1 意義

(1) 審査官の任命と除斥事由

ア 任命

審査官は、各都道府県労働局に置かれ、行政職俸給表（一）による職務の級が 3 級以上の労働基準監督官又は厚生労働事務官のうちから厚生労働大臣によって任命される（労審法第 2 条の 2 及び第 3 条、労審令第 1 条）。

イ 除斥事由

審査官は、次の①から⑦までに掲げる者以外の者でなければならない（労審法第 7 条第 2 項）。

- ① 審査請求に係る処分に関与した者又は審査請求に係る不作為に係る処分に関与し、若しくは関与することとなる者
- ② 審査請求人
- ③ 審査請求人の配偶者、四親等内の親族又は同居の親族
- ④ 審査請求人の代理人
- ⑤ ③又は④であった者
- ⑥ 審査請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- ⑦ 利害関係者（労審法第 13 条第 1 項に規定する利害関係者をいう。）

(2) 審査官の職権行使の準則

審査官は、その設置の目的にかんがみ、職権の行使に当たっては、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない（労審法第 4 条）。

保険給付に関する行政処分等への不服申立てについては、本来裁判による訴訟手続によるべきであるが、手続が煩雑で、高額な費用と長い期間を必要とすることなどから、労働者が救済を求める上で妨げとなる点が少なくない。そこで、行政内部に準司法的機能を有する機関を置くことにより、公平な立場から簡易・迅速に不服申立ての処理をすることとしたのが本審査請求制度の趣旨である。このような制度の趣旨に基づき、第一審たる審査官に対し、特に公正かつ迅速な処理について規定されていることに留意し、行政機関の一員として、できる限り速やかに決定を行い、審査請求人である労働者等の不安定な状態の解消に努める必要がある。

なお、審査官は、服務に関しては局長の管理監督下にあるが、個々の審査請求事件の判断・処理は、独立した行政機関として行う。

(3) 行政解釈との関係

審査官は、審査請求について独立して個々に判断するが、その判断は、法令に基づくことはもとより通達にも従うことを要し、審査請求の対象となる行政処分がこれらに違反又は違背していないかどうかの点に止まることとなる（「審査官は、厚生労働省内部の行政組織の一部として法令及びその解釈適用に関し厚生労働省の行政解釈を明らかにした通達に基づいて判断することは当然である。」長崎地裁昭和 61 年 11 月 28 日判決）。

なお、審査会の裁決については、先例として参考となりうるが、厚生労働省の行政解釈ではないので、審査官はこれに拘束されるものではない。

2 審査官の管轄区域

審査請求事件がいずれの審査官の管轄に属するかについては、原処分庁の所在地によって定まるものであり、審査請求人の住所又は居所とは関係がない。

すなわち、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官が当該審査請求事件を担当することとなる（労審法第 7 条）。

3 審査官の任務

審査官は、労審法第 2 条第 1 項及び第 6 条により規定される労災法第 38 条第 1 項及び労基法第 86 条第 1 項の規定による次の事務を所掌する。

- (1) 保険給付に関する原処分庁の決定に対する不服申立ての第一審としての審査（労災法第 38 条第 1 項）。
- (2) 労基法の規定による業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関する異議についての署長の審査又は仲裁の結果に不服がある者からなされた申立ての審査又は仲裁（労基法第 86 条第 1 項）。

労審法第 2 条 (所掌事務)

労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法 (昭和 22 年法律第 50 号) 第 38 条第 1 項の規定による審査請求の事件を取り扱う。

② 略

労審法第 6 条 (審査及び仲裁の事務)

労働者災害補償保険審査官は、第 2 条に規定する審査請求の事件を取り扱うほか、労働基準法 (昭和 22 年法律第 49 号) 第 86 条第 1 項の規定による審査及び仲裁の事務を取り扱う。

労基法第 85 条 (審査及び仲裁)

業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施に関して異議のある者は、行政官庁に対して、審査又は事件の仲裁を申し立てることができる。

- ② 行政官庁は、必要があると認める場合においては、職権で審査又は事件の仲裁をすることができる。
- ③ 第 1 項の規定により審査若しくは仲裁の申立てがあつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件について民事訴訟が提起されたときは、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。
- ④ 行政官庁は、審査又は仲裁のために必要であると認める場合においては、医師に診断又は検案をさせることができる。
- ⑤ 第 1 項の規定による審査又は仲裁の申立て及び第 2 項の規定による審査又は仲裁の開始は、時効の中断に関しては、これを裁判上の請求とみなす。

労基法第 86 条

前条の規定による審査及び仲裁の結果に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官の審査又は仲裁を申し立てることができる。

- ② 前条第 3 項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の申立てがあつた場合に、これを準用する。

Ⅲ 労働者災害補償保険審査参与

1 参与制度の意義及び参与の地位等

(1) 参与制度は、審査官が労使代表の専門的知識を活用し、あるいは労使の実情、慣行等についてそれぞれ意見を聴くことが事実の認定等に当たり資するところが大きく、審理の公平、的確を期せられることから設けられたものである。

(2) 参与は、審査官が審査請求を受理したときはその旨の通知を受け（労審法第 13 条第 1 項）、当該事件につき、審査官に対して意見を述べ（同条第 2 項）、証拠となるべき文書その他の物件を提出し（労審令第 12 条）、審理のための処分の申立て（労審法第 15 条第 1 項）、文書その他の物件の閲覧等の申立て（労審法第 16 条の 3 第 1 項）をすることができる。

審査官は、参与の述べた意見を尊重しなければならない（労審令第 8 条第 1 項）。

ただし、労審令第 8 条第 1 項の趣旨は、事件の解明に当たり、労使代表たる参与の専門的知識を活用し又は労使の実情、慣行等について意見を聴くことにより、審査官の審理の公平、的確を期することにあり、審査官は、参与の意見に拘束されるものではない。

したがって、審査官が十分な審理を行った結果、確信に至った判断が参与と見解を異にしても自らの判断に従った決定を行うべきである。

参与から審理のための処分の申立てがあつた場合にも、その申立てを尊重しなければならない（労審令第 13 条第 5 項）が、事実、争点の解明のための必要性等を踏まえ、審理のための処分を行うか否かは審査官の判断による。

(3) 参与に提供する審理関係資料については、参与から事件に即した専門的知識や労使の実情、慣行等について労使の代表者としての意見を聴くために必要なもので十分であることから、例えば決定書（案）から主文や結論などの評価部分を除いた事実関係部分を参与に提示し、その他の資料は、参与からの要望がある場合に必要に応じて提示することとして差し支えない。

また、審理関係資料が、その目的外に利用されることのないよう配慮すべきである。

なお、参与に対しては、辞令交付時において、参与としての立場から知り得た情報を在任中はもとより、退任後も漏らしてはならない旨を十分に説明すること。

2 指名の手續及び指名期間

参与は、局ごとに労働者代表、事業主代表各 2 名ずつを関係団体の推薦によって厚生

労働大臣が指名する（労審法第5条）。

参与を推薦する資格を有する団体は、労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者の加入している労働者の団体（通常は労働組合）又はこれらの事業の事業主の加入している事業主の団体であって、当該局の管轄区域内に組織を有するものに限られる（労審令第2条第1項）。

参与の指名期間は、2年（後任者が指名されるまでは引き続きその地位を有する。）である（労審令第2条第3項）が、参与の指名は半数ずつ毎年行われる。

指名の手續は、次のとおりである。

- (1) 厚生労働大臣が参与の候補者の推薦依頼を官報に公示する。
- (2) 参与の候補者を推薦しようとする団体は、「参与候補者の推薦について」（審査様式第35号）による推薦書正副2通及び候補者の履歴書2通を締切期日までに局長を経由して厚生労働大臣あて提出する。前参与を引き続き参与として推薦するときも同様の手續を要する。
- (3) 推薦書及び履歴書の提出を受けた局長は、推薦書（副）1通及び履歴書（副）1通を保管用に残し、推薦書（正）1通及び履歴書（正）1通に推薦団体の性格及び組織の状況についての説明書を添えて、速やかに厚生労働省労働基準局長あて送付する。推薦された候補者が数名あるときは、局長は意見を付して送付するものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、推薦された候補者のうちから適当と思われる者を参与に指名する。参与が転勤、死亡等の理由により、欠員になったときは、厚生労働大臣あて辞任届（死亡の場合は当該参与の推薦団体が行う。）を提出させ、速やかに補欠の指名を行わなければならないが、補欠の場合の指名の手續は推薦に準じて行われる。この場合、指名の期間は前任者の残任期間である（以上の指名手續については、本省労災管理課で担当している。）。

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名 ㊤

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第5条の規定に基づく
関係者を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備考

- (注) (1) 所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入すること。
(2) 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

(備考)

- (1) 提出部数は正副2通とすること。
(2) 履歴書2通を添付すること。

IV 審査請求手続

1 審査請求の対象

(1) 審査請求の対象となる処分

審査官に対する審査請求の対象となるのは、労災保険に関する行政処分のうち、保険給付に関する決定に限られる（労災法第 38 条第 1 項）。このため、業務上外、傷病の治ゆ日、再発及び障害等級等の認定は保険給付をするか否かの処分の前提となる要件事実の認定にすぎないことから、審査請求の対象となる処分ではない。

なお、保険給付に関する決定とは、保険給付の支給又は不支給に関する処分をいい、受給権者の権利に直接かつ具体的な法律効果を及ぼす処分である。例えば「障害補償給付 〇〇〇,〇〇〇 円を支給する。」「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの休業補償給付は支給しない。」、又は「〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇〇日間の休業のうち〇〇病院において治療を受けた〇日分についてのみ休業を認め、〇日分〇,〇〇〇円の休業補償給付を支給する。」という処分である。

また、労災法第 31 条第 1 項に基づく費用徴収、同法第 34 条第 1 項、第 35 条第 1 項、第 36 条第 1 項に基づく特別加入の承認又は不承認等は保険給付に関する決定ではないことから、審査官に対する審査請求の対象とはならない（行審法に基づく審査請求の対象となる。）。

(2) 審査請求の対象とならない処分（社会復帰促進等事業に係る処分）

労災法第 29 条第 1 項に定める社会復帰促進等事業の一環として行われる事業に係る支給、不支給（承認、不承認を含む。）については、原則として申込みに対する承諾又は不承諾であり、保険給付と異なり処分性はないものと取り扱ってきたが、平成 15 年 9 月 4 日、最高裁第 1 小法廷において、同事業（当時、労働福祉事業）として実施されている労災就学援護費について、保険給付と同様の手続により支給する仕組みとなっていることなどから、その支給決定等は、法を根拠とする優越的地位に基づいて一方的に行う公権力の行使であり、被災労働者や遺族の支給請求権に直接影響を及ぼす法的効果を有するものであるため、抗告訴訟の対象となる行政処分に該当する旨、判示された。

こうした状況を踏まえ、平成 22 年 12 月 27 日付け基発 1227 第 1 号「社会復帰促進等事業として行われる事業に係る支給、不支給決定等の処分性について」（平成 26 年 7 月 10 日付け基発 0710 第 5 号により一部改正）により、①労災就学援護費の支給又は不支給、②労災就労保育援護費の支給又は不支給、③義肢等補装具費の支給の承認又は不承認、④外科後処置の承認又は不承認、⑤アフターケア健康管理手帳の交付又は不交付、⑥アフターケア通院費の支給又は不支給、⑦労災はり・きゅう施術の承認又は不承認、⑧頭頸部外傷性症候群等に対する職能回復援護の承認又は

不承認、⑨休業補償特別援護金の支給又は不支給、⑩長期家族介護者に対する援護金の支給又は不支給、⑪振動障害者社会復帰援護金の支給又は不支給、⑫労災療養援護金の認定又は不認定については、行審法に基づく審査請求の対象（審査機関：厚生労働大臣）として取り扱うこととされている（これらについては、労審法に基づく審査請求の対象とはならないので留意すること。）。

(3) 平均賃金の決定処分

局長が労基法第12条第8項の規定に基づいて行った平均賃金の決定処分は、保険給付に関する処分ではないので、労審法ではなく、行審法に基づく審査請求の対象となる。ただし、給付基礎日額を不服として保険給付の支給決定の取消を求める審査請求は労審法の審査請求の対象となる。

したがって、審査請求人の申立ての趣旨が保険給付に関する決定の取消しを求めているものか、平均賃金の決定の変更を求めているものかについて十分確認する必要がある。

労基法第 12 条

この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前 3 箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。ただし、その金額は、次の各号の一によって計算した金額を下つてはならない。

- 1 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十
 - 2 賃金の一部が、月、週その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額
- ② 前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。
- ③ 前二項に規定する期間中に、次の各号のいずれかに該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。
- 1 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間
 - 2 産前産後の女性が第 65 条の規定によつて休業した期間
 - 3 使用者の責めに帰すべき事由によつて休業した期間
 - 4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）第 2 条第 1 号に規定する育児休業又は同条第 2 号に規定する介護休業（同法第 61 条第 3 項（同条第 6 項において準用する場合を含む。）に規定する介護をするための休業を含む。第 39 条第 8 項において同じ。）をした期間
 - 5 試みの使用期間
- ④ 第 1 項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。
- ⑤ 賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第 1 項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。
- ⑥ 雇入後三箇月に満たない者については、第 1 項の期間は、雇入後の期間とする。
- ⑦ 日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、厚生労働大臣の定める金額を平均賃金とする。
- ⑧ 第 1 項乃至第 6 項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(注) 平均賃金(局長の決定)に相当する額を給付基礎日額として行った労災保険給付に関する処分について審査請求が行われ、当該不服が平均賃金の決定そのものを内容としている場合の事務処理については、下記のとおりとすること。

ア 局長が平均賃金を決定するに当たり、審査請求人に対し決定通知を行っている場合

(7) 平均賃金決定について、行審法に基づく厚生労働大臣に対する審査請求期間を徒過し処分が確定している事件については、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当であるか否かのみについて判断するものとし、平均賃金の内容そのものについての判断は要しないこと。

(4) 平均賃金の決定処分について厚生労働大臣に対して行審法に基づく審査請求がなされている場合には、その裁決をまって上記(7)の処理を行うこと。

イ 局長が平均賃金を決定するに当たり、何らかの事情により、審査請求人に対し決定通知を行っていない場合

現に労審法上の審査請求が行われており、又は今後行われた場合には、関係部署と連携をとり、改めて審査請求人に対して平均賃金の決定通知を行った上で、平均賃金に対する不服については、行審法により行うべきものであることを説明し、労審法上の審査請求を取り下げるよう指導すること。

なお、当該指導にもかかわらず、労審法上の審査請求を取り下げない場合には、平均賃金の決定処分が確定するのをまって、上記アにより処理を行うこと(平成2年3月27日付け事務連絡)。

(4) 審査請求の対象となる保険給付に関する決定

審査請求の対象となる処分は、次表のとおりである。

(業務災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	12条、12条の2
休業補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	13条
障害補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第2項	14条の2
障害補償年金の変更又は不変更決定	15条の2	14条の3
遺族補償給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	12条の8第2項、 16条、16条の2、 16条の4	15条の2、15条の4
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族補償年金の額の改定又は不改定決定	16条の3第3項・ 第4項	
失権による遺族補償年金の不支給決定	16条の4第1項、16条の9第4項後段	
所在不明による遺族補償年金の支給停止又は不停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴う遺族補償年金の額の改定決定	16条の5第1項、 16条の5第3項において準用する法第16条の3第3項	
葬祭料の支給又は不支給決定	12条の8第2項	17条の2
傷病補償年金の支給又は不支給決定	12条の8第3項	
傷病補償年金の変更又は不変更決定	18条の2	
介護補償給付の支給又は不支給決定	12条の8第4項	18条の3の5
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11条第1項・第2項	10条
障害補償年金差額一時金の支給又は不支給決定	58条	附則21項 ～附則23項
障害補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	59条	附則26項 ～附則28項
遺族補償年金前払一時金の支給又は不支給決定	60条	附則33項
労災保険の保険給付の特例に関する経過措置に基づく保険給付の決定	整備法18条、18条の2	整備省令7条

(通勤災害関係)

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
療養給付の支給又は不支給決定	22 条	18 条の 5、18 条の 6
休業給付の支給又は不支給決定	22 条の 2	18 条の 7
障害給付の支給又は不支給決定	22 条の 3	18 条の 8
障害年金の変更又は不変更決定	22 条の 3 第 3 項において準用する法第 15 条の 2	18 条の 8 第 4 項において準用する則第 14 条の 3
遺族給付の支給又は不支給（転給又は不転給）決定	22 条の 4、同条第 3 項において準用する法第 16 条の 2、第 16 条の 4	18 条の 9、18 条の 10
遺族の数に増減を生じたとき又は遺族が妻のみである場合の遺族年金の額の改定又は不改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 3	
失権による遺族年金の不支給決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 4、第 16 条の 9	
所在不明による遺族年金の支給停止又は不 停止の決定 所在不明による支給停止又はその解除に伴 う遺族年金の額の改定決定	22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 1 項、 22 条の 4 第 3 項において準用する法第 16 条の 5 第 3 項	
葬祭給付の支給又は不支給決定	22 条の 5	18 条の 12
傷病年金の支給又は不支給決定	23 条	
傷病年金の変更又は不変更決定	23 条第 2 項において準用する法第 18 条の 2	
介護給付の支給又は不支給決定	24 条	18 条の 15
未支給の保険給付の支給又は不支給決定	11 条第 1 項・第 2 項	10 条
障害年金差額一時金の支給又は不支給決定	61 条	附則 35 項・36 項

保険給付に関する決定	労災法等条文	労災則等条文
障害年金前払一時金の支給又は不支給決定	62 条	附則 38 項
遺族年金前払一時金の支給又は不支給決定	63 条	附則 41 項
(二次健康診断等給付関係)		
二次健康診断等給付の支給又は不支給決定	26 条	18 条の 19

2 審査請求人

審査請求は、保険給付に関する決定に不服のある者がすることができる（労災法第 38 条第 1 項）が、この保険給付に関する決定に不服がある者、すなわち審査請求人適格を有する者とは、行政庁が行った処分により、直接、自己の法律上の権利又は利益を侵害されたとする者をいう。

なお、事業主は、事業主としての立場においてはいかなる意味でも審査請求人とはなり得ないが、葬祭を行った者としての立場においては、当該葬祭料（又は葬祭給付）の給付に係る決定につき、審査請求人となり得る。

(1) 審査請求人適格を有する者の例

- ア 原処分を受けた者
- イ 原処分を受けた者（遺族補償給付の不支給決定を受けた者を除く。）が審査請求前に死亡した場合で、保険給付に係る権利を承継した者
- ウ 行方不明となっている遺族補償給付受給権者の財産管理人

(2) 審査請求人適格を有しない者の例

- ア 給付額が少ないと同情した同僚労働者
- イ 第三者行為災害の加害者又はその者を使用し若しくは使用していた者
- ウ 療養の給付としての医療費の査定に不服がある医療機関、薬局
- エ 遺族補償年金の受給資格者

3 代理人

審査請求人は、自ら委任した代理人によって審査請求をすることができる（労審法第 9 条の 2 第 1 項）。

(1) 任意代理人

- ア 任意代理人の場合には、その代理権を明確にするため、委任状を提出させなければならない（労審令第 4 条第 4 項、第 5 条第 3 項）。

任意代理人については、例えば弁護士に限るという資格の制限はない。委任状に

は、審査請求人と代理人との関係及び代理人の職業を記載するように指導すること。

また、任意代理人は、審査請求に関する一切の行為を代理することができるが、審査請求の取下げについては、審査請求人の特別の委任を要する（労審法第9条の2第2項）。

なお、弁護士以外の職業的代行人が代理人としての審査請求を行う事例があるが、これらの者が報酬を得て業として代理人になることは、弁護士法第72条により原則禁止されている。しかし、社会保険労務士は社会保険労務士法第2条により審査請求及び再審査請求についての申請書の作成、主張、陳述等の代理が認められている。

弁護士法第72条

弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、再調査の請求、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関して鑑定、代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

社会保険労務士法第2条

社会保険労務士は、次の各号に掲げる事務を行うことを業とする。

1 別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に基づいて申請書等（行政機関等に提出する申請書、届出書、報告書、審査請求書、再審査請求書その他の書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識できない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。以下同じ。）を作成すること。

1の2 申請書等について、その提出に関する手続を代わつてすること。

1の3 労働社会保険諸法令に基づく申請、届出、報告、審査請求、再審査請求その他の事項（厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において「申請等」という。）について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述（厚生労働省令で定めるものを除く。）について、代理すること（第25条の2第1項において「事務代理」という。）。

1の4～1の6 （略）

2 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含み、申請書等を除く。）を作成すること。

3 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること。

② ③ (略)

④ 第1項各号に掲げる事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。

イ 代理人の選任、変更、解任及び追加は、決定が出されるまでの間、いつでも自由に行うことができる。

ウ 同一の審査請求人に複数の代理人が選任されている場合、円滑な審理を図る観点から、連絡や決定書の受領に関し、代理人間で協議して代表者が定められることが望ましいが、代理人は各自当事者を代理する権限を有していることから、審査官が一方的に代表者を選定することはできない。

(2) 法定代理人等

審査請求人が未成年者である場合には、法定代理人により又は法定代理人の同意を得て、被保佐人である場合には保佐人の同意を得て、成年被後見人である場合には成年後見人によって、審査請求を行わせなければならない。

この場合には、審査請求人と代理人との関係を示す戸籍謄本又は抄本その他の文書を提出することが必要である。

(参考) 法定代理人の例：未成年者の場合は親権者(民法第818条、第824条)、未成年後見人(同第838条第1項、第859条)、成年被後見人の場合は成年後見人(同第838条第2項、第859条)、不在者の場合は財産管理人(同第25条)。

なお、保佐人は法定代理人ではないので、代理行為を行うときには代理権の授与を要する(上記「(1) 任意代理人」参照)。

成年後見人、未成年者の親権者は、独自に第三者の任意代理人を選任することができる。

4 利害関係者

利害関係者とは、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者をいう（労審法第 13 条第 1 項）。ここにいう利害関係とは法律上の利害関係をいい、審査請求の結果により直接自己の権利義務に変動を受ける者が利害関係者となる。

同一処分につき審査請求人となり得る者が 2 人以上いる場合に、そのうちの 1 人から審査請求がなされたときは、他の者は当然に利害関係者の地位に立つものである。

利害関係者制度の趣旨は、審査請求の結果について利害関係を有する者がある場合には、その者を当該審査請求に参加させ決定の拘束力を及ぼすことにより、同一事件については 1 つの審査請求手続で処理しようとしたものである。

利害関係者は、審査請求の要旨を記載した文書の送付を受け（労審法第 13 条第 1 項、「審査請求の受理について」（審査様式第 9 号））、審査請求につき意見を述べ（同条第 2 項）、口頭意見陳述（労審法第 13 条の 3）及び審理のための処分（労審法第 15 条第 1 項）を申し立てることができ、また、文書その他の物件の閲覧又は写しの交付（労審法第 16 条の 3）を求めることができるなど審査請求人に準じた地位を与えられているため、改めて同一事件につき別個の審査請求をすることなく、当該審査請求について決定がなされるとその決定の拘束力を受けるものである。

利害関係者は、決定に対して審査請求人が再審査請求をしなくても独立して再審査請求をすることができる。ただし、決定により審査請求人の主張が容認され原処分が取り消された場合に、利害関係者がこの決定に不服である（原処分を維持しようとする）ときには、新たな処分がなされてから、その新たな処分に対して審査請求をすることとなる。

労審法第 13 条第 1 項の「利害関係者」は、審査請求の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者とされているが、労災保険に係る審査請求事件においては、通常、利害関係のある行政庁は存在しない。利害関係のあるその他の第三者の範囲は、個々の具体的事件についてそれぞれ定められるべきであるが、おおむね次のような場合が考えられる。

(1) 共同審査請求人となり得る立場にありながら自らは審査請求をしなかった者

例 ア 遺族補償給付に係る審査請求のときは、同順位の受給権者

イ 未支給の保険給付に係る審査請求のときは、同順位の請求権者

(2) 審査請求人と利害の相反する者で当該処分の取消しによって不利益を被る者

例 遺族補償給付に係る審査請求のときは、受給権を争う者（事実上の婚姻関係を争う内縁の妻等）

なお、審査請求人適格がない場合には利害関係者とはならないので、例えば労働者が療養補償給付の全部又は一部を不支給とされたことを不服として審査請求をした場合に、医療機関、薬局、その他療養を担当した者又は当該減額分を支払

った事業主は、利害関係者とはならない。

5 審査請求の期間

審査請求は、審査請求人が原処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内にしなければならない。

この期間はいわゆる除斥期間（一定の期間内に権利を行使しないとその期間の経過によって権利が当然に消滅する期間）であって、時効におけるような中断又は停止は認められない。

ただし、審査請求人が正当な理由によりこの期間内に審査請求をすることができなかったことを疎明したときは、この限りではない（労審法第8条第1項）。

(1) 「原処分のあったことを知った日」

期間計算の起算点となる「原処分のあったことを知った日」とは、審査請求人が原処分に関する通知により原処分のあったことを現実に知った日をいうのであって、抽象的な知り得べき日をいうものではないが、一定の事情のもとで、社会通念上処分のあったことが当事者の知り得べき状態に置かれたときは、反証のない限りその処分のあったことを知ったものと推定される。

したがって、原処分に関する通知が文書をもって郵送された場合は、特段の事情がない限り、それが到達した日を「原処分のあったことを知った日」と解して差し支えない。ただし、原処分に関する通知が普通郵便等でなされて相手方に到達したという証明がなく、相手方から処分通知を受領していない、又は署長が発送したとする日付よりも著しく遅い日に受領したとの申立てがなされた場合に、署長から審査請求人に発送され、配達不能により返送された事実がなく、かつ郵便物配達業務に停滞の事実がなかったなどの理由のみで通知が到達したと推定しないこと。

このような場合には、①通知が審査請求人に到達したことを証する第三者の証言の有無、②原処分に対する不満の意思表示の有無、③審査請求の意思表示の有無等の諸般の事情を検討した上で、審査請求人が原処分のあったことを知っていたと認めるに足る事情があると判断される場合において、通知が審査請求人に到達したと推定するのを相当とすること。

(2) 「正当な理由」

ここにいう「正当な理由」については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができない客観的事情のため審査請求をすることができなかった場合、又は審査請求人が審査請求のためにできる限りの努力を払ったにもかかわらず審査請求の意思を権限ある機関に対して表明することができなかった場合等期

間経過の責を審査請求人に帰すべきでないとは判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

例えば処分通知書を一旦受領した後、これを返上したため、法定の期間内に審査請求を行うことができなかつたのは「正当な理由」に該当しないが、審査請求人が地震により被災したため、避難している間に審査請求期間が経過した場合は「正当な理由」に該当する。

また、原処分庁が誤って法定の期間（3か月）を超える期間を審査請求期間として教示し、かつその教示された期間内に審査請求がされた場合は「正当な理由」に該当する。

(3) 疎明

「証明」と「疎明」の違いについては、合理的な疑いを差し挟まない程度に真実らしいとの確信を得られるような証拠を提出する当事者の行為を「証明」といい、これよりは低い一応確からしいとの推測を得られる程度の証拠を提出する当事者の行為を「疎明」という。

正当な理由の有無については「証明」でなく「疎明」で足りることから、審査官がその正当な理由が存在することについて確信にまで達せずとも、多分確かであろうとの推測ができる程度であれば正当な理由があるとして取り扱うこと。

なお、期間経過後に審査請求があつた場合で、期間の徒過について正当な理由があつたとの疎明がなされないときは不適法な請求として却下することとなる。

(4) 期間の計算

審査請求期間の計算については、民法の期間計算による。したがって、審査請求は、審査請求人が原処分のあつたことを知った日の翌日から起算し（民法第140条）、暦に従って計算することとなる（民法第143条第1項）。月の初めから期間を起算しないときは、審査請求期間は、最後の月においてその起算日に相当する日の前日に満了するが、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了することとなる（民法第143条第2項）。

具体的に例示すると、次のとおりである。

① 月の初日から起算する場合

期間満了日は最終月の末日となる。

例：4月1日から起算したときの3か月の満了日は6月30日

② 月の途中から起算し、最終月に応当日がある場合

期間満了日は最終月の応当日の前日となる。

例：4月10日から起算したときの3か月の満了日は7月9日

③ 月の末日から起算し、最終月に応当日がない場合

期間満了日は最終月の末日となる。

例：8月31日から起算したときの3か月の満了日は11月30日

なお、審査請求期間の満了日（3か月目）が日曜日、国民の祝日等、閉庁日等の休日に当たるときは、審査請求期間は休日の翌日をもって満了することとなる（昭和63年12月28日付け事務連絡）。

また、審査請求書の郵送に要した日数は算入しない（労審法第8条第2項）ため、郵送の場合には、審査請求書は、通常、原処分に関する通知が審査請求人に到達した日（通知を発送した日に相当の郵送日数を加えた日）の翌日から起算して3か月以内に発信していれば問題はなく、発信日については郵便消印により確認する。ただし、投函日と消印の日付とが必ずしも同一日とは限らないので、審査請求期間を数日超えているような場合には事実の確認が必要である。

民法第140条（期間の計算）

日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。

民法第143条（暦による期間の計算）

週、月又は年によって期間を定めたときは、その期間は、暦に従って計算する。

② 週、月又は年の初めから期間を起算しないときは、その期間は、最後の週、月又は年においてその起算日に相当する日の前日に満了する。ただし、月又は年によって期間を定めた場合において、最後の月に相当する日がないときは、その月の末日に満了する。

6 審査請求書の記載事項

「労働保険審査請求書」（規則様式第1号）の記載内容については、次の点に留意しなければならない。これらの点に不備があるときは、審査官は、補正を命じ、その不備が補正できないときは、審査請求を却下しなければならない。

なお、審査請求については、口頭でもできる。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人又は代理人が審査官に対して審査請求書に記載すべき事項を陳述することが一般的であるが、労審令第5条第2項の規定により、審査官以外でも職務上その陳述を聴取する立場にある職員に対して陳述してもよいとされている。ただし、作成した「審査請求聴取書」（審査様式第1号）は必ず審査請求人に読み聞かせた上で、審査請求人と聴取者は記名押印しなければならない。

また、電話による審査請求については、口頭による請求とみなして「審査請求聴取書」を作成できるが、審査請求人の記名押印を必ず補正しなければならない。

(1) 一の欄（審査請求人の氏名及び住所又は居所）

審査請求人の氏名、住所又は居所、電話番号が記載されていること。

なお、労災保険給付関係では、通常、審査請求人が法人であることはない。

(2) 二の欄（代理人の氏名及び住所又は居所）

代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名、住所又は居所、電話番号が記載されていること。

なお、任意代理人の場合には委任状、法定代理人の場合にはその根拠を示す書類が添付されていること。

(3) 三の欄（原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所）

原処分を受けた者の氏名又は名称及び住所又は居所が「一の欄」の書き方に準じて記載されていること。

原処分を受けた者と審査請求人が同一人である場合は「一に同じ」でよい。

(4) 四の欄（被災労働者の氏名）

原処分を受けた者が被災労働者以外の者であるときは、当該被災労働者の氏名が記載されていること。

例えば遺族補償給付や葬祭料に関する原処分を受けた者（「妻」「子」など）は災害によって死亡した労働者以外の者であり、これらの場合は、その死亡労働者の氏名を記載させること。

(5) 五の欄（事業場の名称及び所在地）

被災労働者が災害発生当時使用されていた事業場の名称及び所在地が記載されていること。

(6) 六の欄（審査請求人と被災労働者との関係）

審査請求人が被災労働者本人でない場合には、審査請求人とその労働者との関係（「妻」「子」など）が明確になるように記載されていること。

被災労働者と審査請求人が同一である場合には、記載する必要はない。

(7) 七の欄（原処分をした労働基準監督署長名）

原処分をした者の名は、「〇〇労働基準監督署長」又は「〇〇労働局長」と記載されていればよく、氏名まで記載されている必要はないこと。

(8) 八の欄（原処分のあったことを知った年月日）

審査請求人が原処分を知った年月日（支給又は不支給等の「決定通知書」が送付された年月日）が記載されていること。

(9) 九の欄（審査請求の趣旨）

審査請求の趣旨とは、審査請求人の主張の結論となる部分で、審査の対象となった原処分を明示し、当該処分を取り消す決定を求める旨が記載されていること。

審査官が審査の対象とするのは、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてのみであり、それ以外の処分には及ばないので審査請求の趣旨については特に注意すること。

記載例 「〇〇労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで行った障害補償給付の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。」

なお、記載する年月日については、支給・不支給決定通知書の通知年月日を記載させること。

(10) 十の欄（審査請求の理由）

審査請求の理由には、なぜ原処分が取り消されるべきかという理由が具体的に記載されていること。

記載例 「平成〇年〇月〇日、坑内作業中落盤によって左大腿骨を骨折し、同骨折部位のゆ合が不完全なまま平成〇年〇月〇日治ゆしたが、以前のように重量物を持ち上げるなどの仕事もできず、疼痛が甚だしく、膝関節の運動が十分にできないために、現在は軽作業の職種に転換している。このため、障害補償請求をしたところ、〇〇労働基準監督署長は、残存障害は軽微であるとして不支給の決定をしたが、私の障害は第12級の7「一下肢の三大関節中の一関節の機能に障害を残すもの」又は第12級の12「局部にがん固な神経症状を残すもの」に該当すると考えるので、〇〇労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」

(11) 十一の欄（原処分をした労働基準監督署長の教示）

原処分庁が審査請求をすることができる旨の教示を行ったか否かが記載されていること。また、教示がなされている場合は、その内容が記載されていること。

なお、教示の内容が審査請求書記載例に添付してある別紙と同じ内容であれば、「別紙のとおり」と記載させ、審査請求書に添えて別紙を提出させること。

(12) 十二の欄（証拠）

ア 十の欄の「審査請求の理由」で述べた事実の存否を立証するための証拠が記載されていること。この場合、その証拠を審査請求人が提出することができるものであるときは、審査請求書に添えて提出させること。

記載例 ① 平成〇年〇月〇日〇〇病院撮影のX線写真〇葉（別添）
② 平成〇年〇月〇日〇〇病院〇〇医師の症状所見書（別添）
③ 平成〇年〇月〇日付けの職種配置転換についての事業主の証明書（別添）

イ 審査請求人が記載した証拠が審査請求人から提出することができないものであり、労審法第15条第1項の審理のための処分の申立てを必要とする場合は、その処分の

内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由が記載されていること。

すなわち、

- (7) 参考人の審問又は意見若しくは報告を徴する旨の申立てについては、その参考人の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

〇〇〇〇（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地居住）に対する審問

② 申立ての趣旨及び理由

〇〇は審査請求人の災害発生状況を確認しており、審査請求人の災害は業務上であることを立証するため

- (4) 文書その他の物件の提出命令又は留置の申立てについては、その物件の表示、その所有者、所持者若しくは保管者の氏名又は名称及び住所並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

〇〇株式会社（〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地所在）に対する同社所有の被災者〇〇に係る平成〇年〇月から同年〇月までの間のタイムカードの提出命令

② 申立ての趣旨及び理由

被災者は恒常的な時間外労働に従事していたものであり、被災者の死亡は過重負荷による業務上のものであることを立証するため

- (9) 鑑定申立てについては、その鑑定の対象の表示並びにその申立ての趣旨及び理由

記載例 ① 処分の内容

被災者〇〇の「肺がん」による死亡についての〇〇大学医学部〇〇教授による死亡原因の医学的鑑定

② 申立ての趣旨及び理由

被災者〇〇は、タールの長期ばく露により「肺がん」を発症し死亡したものであることを立証するため

- (エ) 関係場所への立入り、関係者に対する質問及び物件の検査の申立てについては、立ち入るべき事業所その他の場所の名称及び所在地、質問すべき事業主、従業員その他の関係者の氏名又は検査すべき帳簿、書類、その他の物件の表示並びにその申立ての趣旨及び理由等が記載されていること。

記載例 ① 処分の内容

〇〇印刷株式会社（〇〇県〇〇市〇〇番地所在）第3印刷ラインの有機溶剤槽についての立入検査

② 申立ての趣旨及び理由

審査請求人は、業務に従事中、有機溶剤中毒に罹患したものである

ので、印刷ラインの有機溶剤槽が開放された状態となっていることを明らかにするため

ウ 審査請求人が一つの理由によって審理のために二つ以上の処分を申し立てる場合には、各々の処分について別個に申立ての理由を記載させる必要はなく、まず処分の内容を列記して、その後まとめてそれらの申立ての趣旨及び理由を記載させてもよい。

(13) 十三の欄（審査請求期間経過後において審査請求する場合の正当な事由）

正当な事由とは、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができない客観的事情のため、審査請求期間経過の責を審査請求人に帰すべきでない判断される事情が存する場合に限り認められるものである。

記載例 平成〇年〇月〇日に発生した〇〇地震により自宅が全壊したため、平成〇年〇月〇日～同年〇月〇日まで避難しており、その間に審査請求期間を経過したもの。

(14) 審査請求年月日、審査請求人氏名及び④の欄

審査請求人が審査請求書を提出する年月日（郵送の場合は投函する日）であり、審査請求期間の算定に重要なことであるから正確に記載されていること。

代理人によって審査請求をするときは、代理人の住所又は居所及び氏名を記載させ、押印させること。

(15) その他

審査請求書に書ききれないときは、「別紙（1, 2, 3…）のとおり」のように余白に記載させ、別紙に記載し審査請求書に添付させること。

V 再審査請求手続

審査会に対する再審査請求は、審査請求人（利害関係者を含む。）が審査官の決定書の送付を受けた日の翌日から起算して2か月以内（労審法第38条第1項）又は審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合に行うことができる（労災法第38条第2項）。ただし、原処分庁は、審査官の決定に不服があっても再審査請求権をもたない。

(1) 棄却・却下の場合

審査請求人が棄却・却下の決定を受け、これに不服である場合は、審査会に再審査請求をすることができる（労災法第38条第1項）。

また、審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は、審査官が審査請求を棄却したものとみなすことができる（労災法第38条第2項）ことから、審査請求人は再審査請求（又は行政訴訟の提起）をすることができる。

(2) 取消しの場合

審査請求人が取消しの決定を受け、原処分庁が再度行った処分にもなお不服である場合には、直接審査会へ再審査請求をすることはできず、再度、新たな処分について審査請求の上、審査官の決定を経なければならない。これは、審査請求の対象となる処分が前回のものと異なるためである。

また、審査官の決定が原処分の取消しであって、その決定理由についてなお不満がある場合でも再審査請求はできない。これは、再審査請求の対象が審査官の決定ではなく、あくまでも原処分であることから、審査官の取消決定によって原処分が存在しなくなり、再審査請求の対象がなくなるからである。

利害関係者も同様である。

(3) 再審査請求は、審査請求と同様、再審査請求人の住所又は居所を管轄する署長又は原処分庁を経由してすることができるほか、決定した審査官を経由してすることができる。また、決定を経ない再審査請求をしようとする場合は、審査請求がされている審査官を経由しても行うことができる（労審令第3条、第23条）。

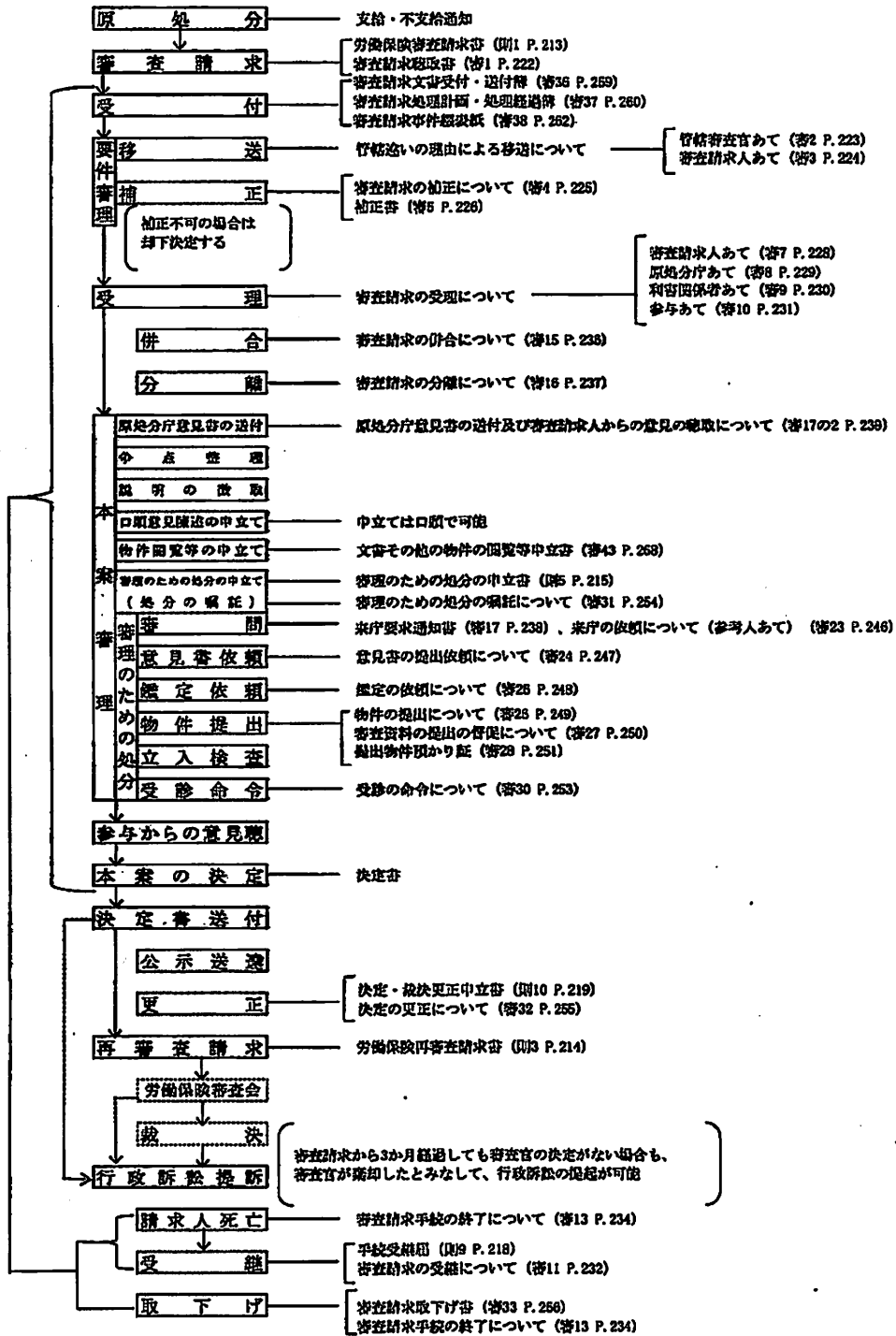
再審査請求は、審査請求とは異なり口頭では行うことができず、文書（規則様式第3号）により行わなければならない（労審法第39条）。

5

第2部 審査請求の事務処理

I 審査請求事務の流れ

事務処理の流れを図示すると、おおむね次のとおりである。



注1 ()内の「則」は「労審法施行規則様式」、「審」は「審査様式」を示し、数字は様式番号及び記載頁を示す。

注2 意見書依頼、鑑定依頼、立入検査及び受診命令については、必要に応じて行うものとする。

Ⅱ 執務の基本的態度

1 基本的態度

労災保険給付に係る審査請求制度においては、労災保険給付に関する処分は大量に行われること、処分の内容も専門的知識を要するものが多いことから、行政内部に特別の紛争処理機関を設け、訴訟に至る前に公正な立場から簡易な手続で速やかに審理を進めることとされている。

とりわけ第一審である審査官については、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならないこと（労審法第4条）、及び審査請求をした日から3か月を経過しても審査官の決定がない場合は、審査官が審査請求を棄却したもののみならず再審査請求及び行政訴訟の提起ができること（労災法第38条第2項）にかんがみ、審査請求事件のより一層の公正・迅速な処理に努めるとともに、以下の点に留意して事務を進めることとする。

- (1) 審査請求制度の本旨にかんがみ、迅速に事務を処理し、審査請求人の不安定な状態から生ずる不利益の解消に努めなければならない。このため、関係する法令及び通達に精通するよう心掛けること。
- (2) 審査官が各局に置かれているのは、審査請求制度が労災補償行政の一環として運営されるべきものであるからであり、この限りにおいて当然に各局管理者の進行管理に服するものであることを認識し、管理者等の協力を得つつ事務処理を遅滞なく行うこと。
- (3) 審査請求の審理に当たっては、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与の申立て、説明及び意見並びに証拠について十分に審理し、確信をもって決定を行うこと。この場合において、労働者及び使用者を代表する参与のいずれの意見にも偏ることなく、公正な立場を保つこと。
- (4) 審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して、懇切で誠意のある態度をとること。
- (5) 審査官の判断は決定書においてのみ示すことができるものであり、決定を行う前に、審査請求人、利害関係者、参与その他関係者に対して判断の結論等について言及することは厳に慎むこと。

2 審査請求事務の基本方針

- (1) 3か月以内処理を目標とした迅速処理
審査請求を受理してから3か月以内の処理を目標とした事務処理の迅速化に努め

ること。

なお、厚生労働大臣は、審査請求がされたときから当該審査請求に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間（標準審理期間）を定めるよう努めることとされている（労審法第7条の2）。標準審理期間については、口頭意見陳述（労審法第13条の3）や文書その他の物件の閲覧等（労審法第16条の3）などに要する期間の実態を考慮して定めることとする。

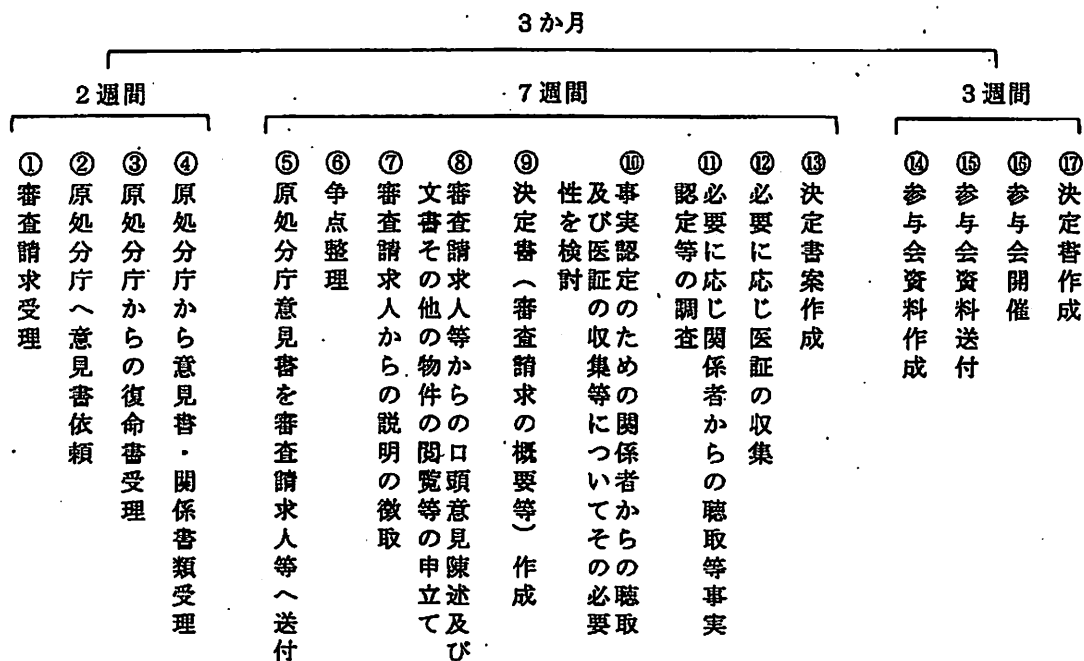
(2) 事件の計画的な処理

審査請求人、利害関係者、参与及び審査官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審査請求の手續において、相互に協力するとともに、審査請求の手續の計画的な進行を図らなければならない（労審法第13条の2）とされていることを踏まえ、審査官は、事件ごとの処理計画を作成し、これに基づき事務処理を行うとともに、審理の進ちよく状況に応じて当該計画を見直すなど、計画的・効率的に審理を進めること。

なお、複数の事件に係属している場合には、各事件の処理を並行して進めること。

また、審理における処理の事跡について、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に漏れなく記載すること。

3か月以内処理を目標とした処理計画



(3) 事件の効率的な処理

争点整理とは、原処分庁及び審査請求人の主張を整理するとともに、主張の裏付けとなる資料の精査を行い、真に審理を行うべき事項、すなわち争点を明確化することである。

争点整理により、原処分庁の行った調査との重複を避け、決定を行う上で真に必要な事項について調査を行うとともに、判断に必要な範囲の資料を収集すること。

(4) 適正な職権の行使

審理に当たっては、積極的に庁外活動を行うなど能動的な処理を行うとともに、適正な職権行使によって事実関係の把握に努めること。

(5) 適切な要件審理

効率的な審理を行うためには、審査請求の趣旨及び理由の特定が不可欠であることから、審査請求の受理に当たっては、審査請求の趣旨はもちろんのこと、審査請求の理由についても、必要な事項が記載されているかどうか要件審理を確実に行うこと。

3 留意事項

- (1) 審査請求人等から決定の遅延を指摘された場合には、審査請求人等に処理経過等を説明し、理解を得るようにすること。
- (2) 社会保険関係官署その他職務上関係が深い行政庁と連絡を密にすることが重要であるが、特に事件が社会保険と関連があると認めるときは、審査請求人に不当な結果を及ぼさないように、社会保険関係官署と意見の調整を図ること（昭和30年6月9日基発第359号）。この場合において、意見の調整が困難であるときは、局を通じて本省と協議すること。
- (3) 特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効は、これに関わりなく進行するので（例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降について休業補償給付の請求を行っていない場合は、2か月目以降の分については時効は中断せず2年で時効が完成する）、審査請求人に対して、労災保険給付請求権の時効について説明を行うこと（「Ⅴ 本案審理 4 関係者に対する通知（3）審査請求人に対する時効に係る説明」P.57参照）。
- (4) 審査請求人等からの意見書等の資料提出を待つことにより、事務処理が遅延する場合が多いことから、提出期限を厳守させるとともに、聴取書を作成することが意見書等の提出に代わり得るものである場合には、相手からの意見書等の提出にこだわることなく、聴取により審査請求人の主張、意見等を把握し、聴取書の形で保存しておくこと。
- (5) 審査官は、人事異動等により未処理事件を他の審査官に引き継ぐ際に、その後の審理が中断されることのないよう、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に処理経過を可能な限り具体的に記録しておくこと。
- (6) 審査官は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後であっても同様であること（国家公務員法第100条）。
- (7) 審査請求事件に対する陳情には、局全体の問題として組織的に対応すべきであること。審査官は、労審法に基づく審理を尽くした上で、迅速に決定をなすことを使命とするものであることから、審査請求人を支援する団体等からの陳情には応じるべきではないこと。

Ⅲ 審査請求事務の開始

1 審査請求の申立て

審査請求は、文書又は口頭で、原処分庁の所在地を管轄する局に置かれた審査官（管轄審査官）に対してするものとする（労審法第7条、第9条）。この場合、審査請求は、原処分庁又は審査請求人の住所又は居所を管轄する署長を経由してすることができる（労審令第3条第1項）。

2 審査請求の受付

(1) 文書による審査請求

文書による審査請求は、「労働保険審査請求書」（規則様式第1号）に必要な事項（第1部の「IV審査請求手続 6 審査請求書の記載事項」P.24 参照）を記入し、記名押印して提出させること。

(2) 口頭による審査請求

口頭による審査請求は、審査請求に必要な事項を、審査官（原処分庁又は審査請求人の住所又は居所を管轄する署長を経由する場合は、当該署長又は当該署長があらかじめ指名した職員）に対して陳述させることになる。

審査官等は、この陳述について「審査請求聴取書」（審査様式第1号）に基づき聴取書を作成しなければならない（労審令第5条）。

(3) 受付の事務処理

審査官は、審査請求を受け付けたときは、「審査請求文書受付・送付簿」（審査様式第36号）に所定事項を記入し、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）及び「審査請求事件綴表紙」（審査様式第38号）を作成するが、この処理は労審法第13条にいう「受理」ではないので、この時点では、受理通知は行わないこと（「受理」の意義については後記「(5)受付と受理の関係」P.39 参照）。

審査様式第36号

審査請求文書受付・送付簿

受付・送付番号	受付年月日	受理年月日	事件名	争点	送出人名 受取人名	決定年月日	移送年月日	処理期間	決定区分	併合等	備考	印
0-0	平成00年0月0日	平成00年0月0日	0000に係る休業補償給付不支給処分取消審査請求事件	種	0000	平成00年0月0日		00日	棄却			

(4) 意図不明の請求の処理

所定の様式による審査請求ではなく、手紙やはがきなどに差出人の氏名、住所及び不服事項等を記載した文書が審査官や原処分庁等に提出される場合があるが、このような場合には、早急に当該文書提出者に対し、審査請求制度の趣旨等を説明して審査請求の意思の有無を確認すること。

その結果、これらの者に審査請求の意思があると認められる場合には、審査官、原処分庁等は、審査請求人に対して審査請求の手続について説明を行う必要があるが、単なる不満や労災保険制度の誤解に基づくものであれば、原処分の理由や制度の内容を説明した上で審査請求として受付を行わない旨を伝えること。また、これらの処理経過について「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に記録しておくこと。

(5) 受付と受理の関係

請求類似行為中、単なる苦情・陳情等への対処は、指導・返却等によりなされる。

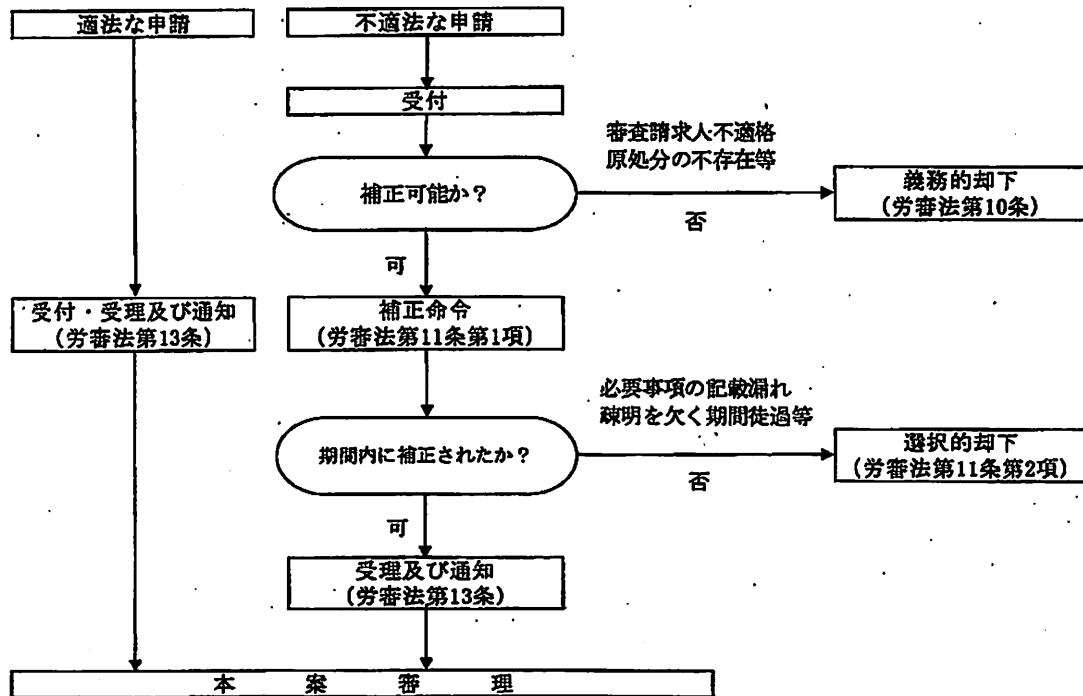
しかし、請求行為としての要件を若干欠いていても審査請求の意思が明確なものは、「不適法な請求」として受け付けなければならない。この受付時点をもって「審査請求をした」ことになる。

審査請求が労審法に定める要件に合致せず、受理されない場合でも、審査請求人が不安定な立場に置かれる状態が長期化することは好ましいことではない。

したがって、審査請求書につき、遅滞なく後述「IV 要件審理」（P. 43 参照）を行い、速やかに補正命令、却下、受理等の処分を行うこと。

なお、受付がなされたもののうち、当該審査請求が適法なものとして本案審理の対象とすべきことを決定することを受理（労審法第 13 条）という。審査請求事件に係る目標とする処理期間（3 か月以内）は、受付時ではなく当該審査請求が受理された時点から起算されるものである。

審査請求受理の流れ



3 指導による解決

(1) 受付時における指導

法律の誤解に基づく審査請求や原処分の処分理由を理解できず単に教示に従ってなされた審査請求等、処分理由が十分に説明されていれば不服申立てがなされることはなかったと考えられる事件については、審査請求人に対して適切かつ丁寧な説明を行い、必要に応じ、審査請求の取下げなどの指導による解決を試みることを。

この場合、審査請求を抑圧したり、取下げを強要するようなことがないように特に留意すること。

(2) 審理中における指導

審査請求の趣旨が原処分と異なる場合（例えば障害補償給付の支給処分に関して治癒認定を争う場合や、通勤災害の請求・処分に関して業務災害を主張する場合等）には、労災保険制度等を説明し、新たに審査請求人の主張する保険給付の請求を行わせ、当該審査請求については取り下げさせるなどの、必要な指導を行うこと。

4 移送

審査官は、審査請求が管轄違いであるときは、受付の処理を行った後、職権で当該審査請求を管轄審査官に「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第2号）により移送しなければならない（労審法第12条第1項）。

また、審査官が事件を管轄審査官に移送したときは、その旨を文書（「管轄違いの理由による移送について」（審査様式第3号））で審査請求人に通知しなければならない（労審法第12条第1項、労審令第6条）。

事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた管轄審査官に審査請求があったものとみなされる（労審法第12条第2項）。

なお、事件を移送する際は、審査請求書の写しを作成し、当分の間、保存しておくこと。

審査様式第2号

	○基審発第○○号 平成○年○月○日
○○労働者災害補償保険審査官 殿	
	○○労働者災害補償保険審査官 ○○ ○○ 官印
管轄違いの理由による移送について	
平成○年○月○日付けで本職が受け付けた事件は、下記により管轄違いであると認められますので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、貴職に移送します。	
記	
1 事件の表示	○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2 移送の理由	○○局○○労働基準監督署長の決定に係る処分であるため
3 添付書類	なし

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

管轄違いの理由による移送について

平成○年○月○日付で貴殿から提出のありました審査請求は、本職の管轄ではないので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第12条第1項の規定に基づき、○○労働者災害補償保険審査官に移送しましたので通知します。

なお、今後貴殿の事件に関することは、下記管轄審査官（所在地は下記のとおりです。）に連絡してください。

記

○○労働者災害補償保険審査官

○○県○○市○○町○丁目○番地

○○労働局労働基準部労災補償課

電話○○-○○○-○○○○

IV 要件審理

1 適法要件

審査官は、審査請求受付の事務処理を行った後、書面審理等により、その審査請求が適法なものであるかどうかを審理し、その審査請求を本案審理するか否かを決定しなければならない。

なお、本案審理を要しないと判断されるものについても、その決定に当たっては、書面審理のみによることなく、原処分庁から資料等の提出を求めるなど必要な事項を調査・確認の上、決定すること。例えば審査請求書に記載された「原処分のあったことを知った年月日」からみて、明らかに審査請求期間を徒過していると判断される場合であっても、誤記等の可能性も考えられることから、審査請求人の疎明を求める前に、原処分庁に対し処分年月日を確認すること。

審査請求が適法であるためには、形式的、実体的両面について、次の条件を満たすことが必要であること。

(1) 形式的要件

ア 審査請求の方式が適法なものであること

文書による審査請求の場合には、審査請求書に必要記載事項がすべて記載されており、審査請求人又は代理人の記名押印があること（労審令第4条）。

口頭による審査請求の場合には、審査請求人が労審令第4条第1項及び第2項に掲げる事項についてすべて陳述し、「審査請求聴取書」（審査様式第1号）に審査官、署長又はそのあらかじめ指名する職員とともに審査請求人の記名押印があること（労審令第5条）。

なお、審査請求書の様式が規則様式第1号と異なるものであっても、必要記載事項が具備されているものについては、これをもって審査請求書として取り扱って差し支えないものであること。

また、電話による審査請求は、口頭によるものとみなして、聴取書を作成できるが、この場合、後日補正により審査請求人の記名押印が必ずなされなければならないこと。

イ 審査請求が審査請求期間内になされたものであること

審査請求が審査請求期間経過後になされた場合には、正当な理由により期間内に審査請求をすることができなかったことの疎明があること。

ウ 管轄権を有する審査官に審査請求がなされていること

原処分庁が教示をしなかった場合において、原処分庁を経て管轄審査官が送付を

受けたときも、最初に当該審査請求書を原処分庁が送付を受けたときに管轄審査官に審査請求がなされたものとみなされる（行審法第 83 条）。

(2) 実体的要件

ア 審査請求の対象となる行政処分があること

審査請求の対象となる行政処分は、労災法第 38 条に示された行政処分、すなわち保険給付に関する決定に限られるから、それ以外の決定行為、例えば特別支給金の不支給について審査請求がなされた場合には、その審査請求は不適法となる（第 1 部の「IV 審査請求手続 1 審査請求の対象」P. 12 参照）。

イ 行政処分が違法又は不当であることを主張し、その取消しを求めるものであること

ウ 審査請求をする利益を有する者によって審査請求されたものであること

審査請求をなし得る者は、原処分について法律上の利害関係を有する者（第 1 部の「IV 審査請求手続 2 審査請求人」P. 18 参照）に限られる。

2 不適法な審査請求と却下決定

適法要件を欠く審査請求のうち、その欠陥が補正できないもの（原処分の不存在、審査請求人不適格等）であるときは、その審査請求は受理せず（本案審理に入ることなく）、決定をもって却下しなければならない（労審法第 10 条。決定書の記載方法については、「VIII 審査請求事務の終了 4 決定書の作成要領について」P. 131 参照）。

また、

- ① 特定の処分について既に一度審査官の決定を経た場合（一事不再理）
- ② 審理中の処分と同一の処分について同一人から再度審査請求があった場合
- ③ 当該原処分が既に取り消されている場合

などは審査請求の利益が存しない。

なお、却下の決定を行うに際しては、審査請求受理前の段階であるので、参与から意見を聴取することは必要としない。

審査請求書の記載内容の不備については、一般に「補正することができる欠陥」であり、不備があるときは却下を行うことなく、補正を命ずることとなる。

3 補正命令

審査請求が不適法であって、その欠陥を補正することができるときは、審査官は、相当の期間（当該補正箇所を補正するのに社会通念上必要とされるおおむね 2 週間程度の

期間)を定めて、審査請求人に対して補正すべきことを命じなければならない(労審法第11条第1項)。

ただし、審査請求人が審査請求書を持参した場合には、審査の迅速化を図るため、可能な限りその場での補正に努めること。

補正は「審査請求の補正について」(審査様式第4号)をもって命じ、「補正書」(審査様式第5号)に記載させること。

なお、誤字、脱字、その他審査請求自体に影響を及ぼさないと認められるなど軽微な欠陥については、補正を命ずる必要はない(労審法第11条第1項ただし書)。

また、正当な理由がなく補正期日までに審査請求人が補正しないときであって、審査請求の趣旨が不明であるものについては、審査請求人に対し補正期日(1か月程度の期間を定め、〇月〇日と最終の期日を明示する。)までに補正しないときは審査請求を却下することがある旨を付記した「審査請求の補正の督促について」(審査様式第6号)をもって督促した後、補正がなされない場合には却下すること(労審法第11条第2項)。

「補正することができる欠陥」とは、次のようなものである。

① 審査請求書の必要的記載事項に漏れがあるもの

弁護士等代理人が選任されている場合に、審査請求の理由の欄に「追って提出する」としか記載されていないものについては、原則として不適法な審査請求として受理することなく補正を命じること。

② 請求期間経過後の審査請求であって、正当な理由によって期間内に審査請求できなかったことを疎明する必要があるにもかかわらず、その疎明のないもの

正当な理由については、単に審査請求人の主観的理由により請求期間内に請求できなかったというのみでは足りず、天災地変等一般に審査請求人がいかんともすることができなかった場合等、期間徒過の責を審査請求人に帰すべきではないと判断される事情が存する場合に限り認められることに留意し、請求期間徒過の理由を確認した上、必要な場合に補正を命じること。

③ 審査請求人が法人の代表者である場合の代表者の資格を証明する文書の不備なもの

法人の代表者については、当該法人の登記簿謄本等の文書が必要であること。

④ 代理人の資格を証明する文書の不備なもの

任意代理人については委任状、法定代理人については戸籍謄本又は抄本等の文書が必要であること。

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審査請求の補正の督促について

平成○年○月○日付け○基審発第○○号をもって、労働保険審査請求補正書の提出を求めましたが、未だ提出されておられませんので、平成○年○月○日までに本職に提出するよう督促いたします。

なお、正当な理由なく上記期日までに補正書の提出がなされないときは、労働保険審査官及び労働保険審査会法第11条第2項の規定に基づき、貴殿の審査請求は却下されることとなりますので、ご注意願います。

V 本案審理

1 審理の進め方の概要

- (1) 関係者に対する通知
審査請求が受理されると、まず審査請求を受理したことを関係者に通知することにより、本案審理に入ることとなる。
- (2) 行政庁からの意見の提出及び関係復命書の提出
原処分庁である署長（又は局長）から意見を求めるとともに、処分の根拠となった調査復命書の提出を求める。
- (3) 原処分庁意見書の審査請求人等への送付
審査請求人等から審査請求の理由等を聴取するのに先立って、原処分庁意見書（写）を審査請求人等に送付する。
- (4) 争点整理
審査請求人の審査請求理由、原処分庁の意見及び調査復命書等から本件の全容を把握し、争点を整理する。
- (5) 審査請求人等からの聴取
整理された争点を基に、審査請求人等から、審査請求の理由を確認するとともに、事前に送付した原処分庁意見書（写）に対する意見等、審査官として審査請求人に関して把握しなければならないことを聴取する。また、関係者からも争点に従って把握しなければならない事実を聴取する。
- (6) 決定書（審査請求の概要等）の作成
争点を整理するのに必要な事実を証拠に基づいて判断し、審査請求の概要等を作成する。
- (7) 必要に応じた医証等の収集
新たな事実の発見等、原処分庁の判断に影響を及ぼす場合等は、必要に応じて医証等を収集する。

2 審理を進めるに当たっての留意点

審査官は、審査請求に係る事務処理に当たっては、下記3以下のほか、特に次の点に留意すること。

- (1) 審査請求を受理した場合には、その旨を速やかに労災補償課長に連絡するとともに、

関係書類の提出を原処分庁に求めること。

- (2) 原処分庁から提出された関係書類を受領した段階において、原処分庁における調査不足事項があるか否か等入念な点検を行うこと。その上で、原処分の妥当性、審査請求人の主張する内容、労災補償課長からの検証結果に基づく助言等を踏まえて、争点整理を行うとともに、審理計画を作成すること。
- (3) 原処分庁から提出された意見書の内容等に疑義がある場合には、必ず確認を行い、疑義を解消した上で、審理を進めること。
- (4) 原処分庁における調査不足事項等については、これを補充する必要な調査等を確実に行うこと。
- (5) 上記(4)の調査等によって判明した新たな事実関係等を加えて事案を検討し、法令・通達等に照らした上で、原処分の取消を含めた判断を行うこと。

3 審査請求処理計画の策定

審査官は、審理を適切かつ迅速に処理する必要があるので、3か月以内処理を目標とした処理計画（P.36 参照）を参考にして、受理後速やかに、事件ごとに「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）を策定し、これを念頭に聴取、医証の収集、参与会開催等の計画的処理に努めること。

その際には、あらかじめ審査請求書記載の審査請求の理由及び原処分庁の処分理由を整理し、事件の事実及び争点を明確にした上で、聴取、実地調査等の実施時期や決定書の作成時期等を具体的に定めた処理計画を策定すること。

4 特定審査請求手続の計画的遂行

審査官は、審理すべき事項が多数であり又は錯綜しているなど事件が複雑であることその他の事情により、迅速かつ公正な審理を行うため、口頭意見陳述（労審法第13条の3）、文書その他の物件の提出（労審法第14条の3）及び審理のための処分（労審法第15条第1項、第4項）の手続（特定審査請求手続）を計画的に遂行する必要があると認める場合には、審査請求人又は原処分庁、利害関係者及び参与を招集し、あらかじめ、特定審査請求手続の申立てに関する意見の聴取を行うことができる（労審法第16条の2）。

この取扱いについて疑義が生じた場合は、本省労働基準局補償課労災保険審理室あて照会すること。

[審査様式第 37 号 審査請求処理計画・処理経過簿の例]

審理等実施項目	確認事項等	予定年月日	実施の有無
1 審査請求受付、受理			H25. 2. 5
2 原処分庁意見書・復命書等の提出 依頼			H25. 2. 5
3 原処分庁復命書到着		H25. 2. 19	H25. 2. 15
4 原処分庁意見書・関係資料受理		H25. 2. 19	H25. 2. 13
5 原処分庁意見書の審査請求人等 への送付		H25. 2. 22	H25. 2. 17
6 争点整理		H25. 2. 28	H25. 2. 28
7 審査請求人からの聴取	審査請求人が主張するパワーハラ メントの詳細な内容及び現認し ていた同僚労働者等について確認 を行う。	H25. 3. 8	H25. 3. 11
8 決定書（審査請求概要等）作成		H25. 4. 12	H25. 4. 15
9 事実認定のための医証の必要性 等を検討	審査請求人から提出された主治医 の診断書の内容を精査する。	H25. 3 下旬	H25. 4. 5
10 必要に応じ関係者からの聴取等		H25. 3. 15	-
11 必要に応じ医証の収集	審査請求人が主張する平成〇年〇 月頃の発病の可能性について、〇 〇クリニックから新たに意見書を 収集する。	H25. 3. 29	H25. 3. 27
12 決定書案作成		H25. 4. 12	H25. 4. 15
13 参与会資料作成		H25. 4. 17	H25. 4. 17
14 参与会資料送付		H25. 4. 19	H25. 4. 19
15 参与会開催		H25. 4. 26	H25. 4. 26
16 決定書作成・送付		H25. 4. 30	H25. 5. 1

(注) 確認事項等の欄は、後述の争点整理等の結果、必要な事項を記入する。

なお、上記処理計画を策定するに当たっては、処理計画に基づくことはもちろんのこと、複数の事件の並行処理を行う必要があることから、各事件が円滑に処理し得るように配慮すること。

5 関係者に対する通知

「受理」とは、審査請求を受け付けた後、要件整理において適法と認め、本案審理すべきものと判断する行為をいい、「受付」とは区別される。

(1) 受理通知の送付

審査官は、審査請求を受理したときは、次の者に通知しなければならない。(労審法第13条第1項、労審令第7条)

ア 審査請求人(審査様式第7号)

イ 原処分庁(審査様式第8号)

ウ 利害関係者及び参与(審査様式第9号、第10号)

(2) 受理通知の記載内容

ア 審査請求人に対しては、「審査請求の受理について」(審査様式第7号)により受理通知を行うこと。審査請求人に対する受理通知は、労審法第13条では規定されていないが、受理後3か月以内に審査官の決定がないときには審査会に対する再審査請求及び行政訴訟の提起ができることから、審査請求人に不利益な取扱いとならないよう受理を知らせるとともに、審理に当たって意見聴取を行うことや、居所変更する場合に連絡が必要である点についても通知することは、審理を円滑に行うためにも必要なものである。

イ 原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」(審査様式第8号)により受理通知を行い、受理後3か月以内の決定を考慮し、2週間以内の提出期日を付して、その期日までに事件についての意見書を必ず提出するように通知すること。ただし、審査の迅速化を図るため、調査結果復命書等については直ちに提出するよう電話にて督促すること。

ウ 利害関係者及び参与に対しては、「審査請求の受理について(利害関係者あて)」(審査様式第9号)及び「審査請求の受理について(参与あて)」(審査様式第10号)により受理通知を行うこと。

審査様式第7号（審査請求人あて）

○基審発第○○号
平成 ○年 ○月 ○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、貴殿から提出のありました審査請求を平成○年○月○日付けで受理しましたので通知します。

本件の審理に当たって貴殿から審査請求の趣旨及び理由等をお聞きすることがありますが、貴殿から意見書等を提出すること、また、口頭で意見を述べること、その際に原処分庁に質問をすることもできますので申し添えます。

なお、本件の審理のため必要がある場合は、依頼事項、期日及び場所を別途通知します。
また、貴殿が居所を変更された場合は、必ず本職あてご連絡ください。

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○労働局長

○○労働基準監督署長

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審査請求受理及び意見書の提出について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

つきましては、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第11条の規定に基づき、本件に関する貴職の意見書を平成○年○月○日までに本職あて提出願います。

また、同法第15条の規定に基づき、本件に係る調査復命書等を併せて本職あて提出願います。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書(写)のどおり

審査様式第9号（利害関係者あて）

○基 審 発 第○○号
平成 ○年 ○月 ○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審 査 請 求 の 受 理 に つ い て

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べること、口頭意見陳述に際して原処分庁に質問をすることができますので、その場合は平成○年○月○日までに本職あて申し出てください。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書（写）のとおり

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

審査請求の受理について

本職は、下記の審査請求を受理しましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条第1項の規定に基づき、通知します。

なお、本件に関して意見を述べることができますが、これについては別途通知します。

記

1 事件の表示

○○○○に係る○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

2 審査請求の要旨

別添審査請求書(写)のとおり

(3) 審査請求人に対する時効に係る説明

特定の保険給付請求に対する特定の処分について審査請求を行ったとしても、請求を行っていない関連する保険給付の時効（労災法第42条）は、これに関わりなく進行するものである（例えば当初の1か月間の休業補償給付の請求に関する不支給決定処分について審査請求を行ったとしても、2か月目以降についての休業補償給付の請求や、療養補償給付の請求を行っていない場合、2か月目以降についての休業補償給付等は、時効は中断せず2年で時効が完成する。）、審査請求人に対し、これらの制度について説明するとともに、「労災保険給付請求権の時効について」（審査様式第18号）等により時効完成前の請求について説明を行うこと。

労災法第42条（時効）

療養補償給付、休業補償給付、葬祭料、介護補償給付、療養給付、休業給付、葬祭給付、介護給付及び二次健康診断等給付を受ける権利は、2年を経過したとき、障害補償給付、遺族補償給付、障害給付及び遺族給付を受ける権利は、5年を経過したときは、時効によって消滅する。

○基審発第○○号

平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官

○○ ○○ 官印

労災保険給付請求権の時効について

貴殿においては、平成○年○月○日に○○労働基準監督署長に対して、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの間に係る○○（補償）給付の請求を行い、○○労働基準監督署長が平成○年○月○日に不支給決定を行ったところであります。

この不支給決定については、現在審査請求がなされておりますが、本件の不支給決定処分に後続する○○（補償）給付の平成○年○月○日以降における請求権については、平成○年○月○日以降それぞれ時効が到来しますのでご注意ください。

6 審査請求の併合と分離

審査官は、審理を円滑かつ迅速に行うために必要があると認めるときは、数個の審査請求を併合し、又は併合された数個の審査請求を分離することができる（労審法第14条の2）。

(1) 審査請求の併合

争点が同一である数個の原処分について、1人又は数人の審査請求人が審査請求をした場合には、これら数個の審査請求を併合して、同一の手続で取り扱うこと。

例えば同一審査請求人が、同一災害による療養及び休業補償給付についてそれぞれ業務上外を争って別々に審査請求した場合、療養の範囲について期間を別にする各処分を別個に審査請求した場合、あるいは遺族補償給付に係る同一順位の複数の受給権者が遺族補償給付の不支給処分について業務上外を争って別々に審査請求した場合等に、それらを併合して決定することによって矛盾した決定がなされることを避けることができる。

なお、併合によって審査請求人が複数になった場合は、それぞれの審査請求人あてに決定書（謄本）を送付すること。

(2) 審査請求の分離

併合された審査請求及び審査請求の対象になっている処分が二つ以上ある審査請求については、審査官が適当と認めるときはいつでも分離することができる。

審査請求を分離したときは、分離された個々の審査請求について独立の審査請求として別個の手続で処理をすること。

なお、審査請求を併合又は分離したときは、審査官は、審査請求人、原処分庁、利害関係者及び参与にその旨を通知しなければならない（労審令第10条）。この場合の通知書は、審査様式第15号又は第16号によること。

審査様式第15号

○基審発第 ○号
平成 ○年 ○月 ○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の併合について

下記の審査請求については、審理の都合上、併合することとしましたので、労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事件の表示
1	○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)
2	○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件 (平成○年○月○日～平成○年○月○日分)

審査様式第16号

○基審発第○○号
平成○年○月○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
○○ ○○ 官印

審査請求の分離について

平成 ○年 ○月 ○日付けで受理した ○○ ○○ に係る 処分
取消審査請求事件については、審理の都合上、下記のとおり分離することとしましたので、
労働保険審査官及び労働保険審査会法施行令第10条の規定に基づき、通知します。

記

審査請求人氏名		事件の表示
1	○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件
2	○○ ○○	○○補償給付不支給処分取消審査請求事件

7 審査請求と原処分の執行停止

審査請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償うことの困難な損害を避けるため緊急の必要があると認めるときは、職権で、その執行を停止することができる（労審法第14条第1項）。

しかしながら、労災保険給付については、一般的に、審査請求に当たって原処分の執行を停止する必要のある事例は皆無であると考えて差し支えない。

審査官は、いつでも行った執行の停止を取り消すことができる（労審法第14条第2項）。

執行の停止及び執行の停止の取消は、その理由を付した文書を原処分庁に通知することによって行う。この場合、併せて審査請求人及び利害関係者に同様の通知をしなければならない（労審法第14条第3項及び第4項、労審令第9条）。

8 争点整理

(1) 争点整理の実施

短期間に必要事項を漏らすことなく、かつ、効率的に処理するためには、審査すべき事項を精査する必要があることから、次のことを実施すること。

ア 原処分庁及び審査請求人の主張の整理

法令、行政解釈、認定基準等を当てはめた場合に、原処分が妥当か否かを判断するのが審査官の職務であるが、審査官は原処分庁において行った調査事項すべてについて重ねて調査・検討する必要はない。

すなわち、原処分庁と審査請求人双方の主張が対立している事項について、認定基準等の要件のうち双方の主張がどのような点で異なっているかを整理し、これに基づいて判断に必要な範囲で調査をすれば足りること。

イ 主張を証明する資料の精査

審査官は、事実を証拠に基づいて認定する必要があることから、当事者の主張している事実については、必ずそれを証明する根拠があるか否かを調査すること。

審査官が行うべき資料の精査については、次のとおりである。

(ア) 原処分庁の主張の精査

原処分庁が意見書で主張している事項について、その裏付けがあるか否か、逐一精査すること。

- a 感覚的な表現については、そのような記載としている根拠を必ず検証すること。

例① 「被災者の仕事量は同僚と変わらない」

同僚労働者の平均の仕事量、審査請求人の仕事量等が具体的に把握されているか否かを検証すること。

② 「この地方ではそれほど寒くない日であった」

当該地方の当日の気温、当該季節における平均・最低気温等が具体的に何度であるかを調査した上で比較しているか否かを検証すること。

- b 定量的な記載については、原処分庁が認定した事実を客観的な資料により裏付けること。

例 「被災者の時間外労働時間は〇〇時間であった。」

原処分庁の認定した事実を裏付ける客観的な資料の有無を調査し、客観的な資料がある場合には、例えば原処分庁の認定した時間とタイムカード等に記録されている時間外労働時間数等を突き合わせること。

(イ) 審査請求人の審査請求理由の精査

審査請求人の審査請求理由について、上記(ア)の原処分庁の主張と同様に精査・分析を行うこと。

- a 審査請求理由を審査請求人から聴取する際には、「9 意見の陳述 (2) 審査請求人からの意見の聴取」(P. 64 参照) のとおり、事前に原処分庁の意見書の写しを送付した上で、これに対して具体的にどの部分が不服であるかを聴取することにより、審査請求理由を明確にすること。
- b 審査請求人が主張している点について、原処分庁がどのような調査を行い調査復命書等に記載しているかを点検し、その違いについて明確にすること。
- c 調査復命書等に記載されている場合には、審査請求人の主張と原処分庁の主張を比較し、原処分庁の事実認定及び判断が根拠のあるものか否かなどについて検証すること。

ウ 争点の明確化

上記ア及びイを通じて、争点を精査し、明確化することにより、真に審理を行うべき事項を決定すること。

(2) 検討会の随時開催

上記(1)の争点整理の結果を基に、何を審問し、何を調査するのか、どのような順序で行っていくのかを決定するとともに、審理の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこと。また、争点が多岐に渡る場合や、複雑困難な場合等にあつては、労災補償課長等を含めた検討会を必要に応じて開催し、その場での指摘事項も参考にしつつ、審問・調査事項を決定すること。

審問・調査事項の決定は、事務の効率化、全体の流れや問題点の把握、上記の検討会での配布資料等に役立つと考えられることから、争点整理の結果に基づき、事

件の概要・争点等について取りまとめを開始することが望ましいこと。

この場合、「認定した事実」の箇所は、法令・認定基準等の要件に則り、対立点及び不明な点を明確に記載しておくこと。

9 意見の陳述

(1) 審査請求人及び原処分庁からの説明の聴取

審査官は、審理に当たっては、審査請求人及び原処分庁の説明を求めなければならない（労審令第 11 条）ので、審査請求人からは、下記(2)により、審査請求の趣旨及び理由等を聴取すること。また、原処分庁に対しては、「審査請求受理及び意見書の提出について」（審査様式第 8 号）により、受理通知と同時に、意見書の提出を求めること。

なお、原処分庁の意見書の作成については、第 3 部の「Ⅱ 意見書の作成要領」（P. 180 参照）によること。

(2) 審査請求人からの意見の聴取

ア 聴取日程の調整と意見書の送付

審査官は、審理に当たり争点整理を的確に行うため、審査請求人から意見を聴取する際には、事前に原処分庁意見書（写）を送付した上で、これに対する意見を聴取すること。

このため、聴取に当たっては、まず電話で日程調整を行うこと。その際、審査請求人に対し、原処分庁意見書（写）を事前に送付するので、聴取の時に、これに対する意見を聴き取ることになる旨を説明すること。

聴取の日程が決まったら、「原処分庁意見書の送付及び審査請求人からの意見の聴取について」（審査様式第 17 号の 2）に原処分庁意見書（写）を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。

イ 送付する原処分庁意見書の範囲等

このとき送付するのは、原処分庁意見書（写）のみとし、審査請求人からその他の証拠資料の開示を求められた場合には、「Ⅷ 文書その他の物件の閲覧等」（P. 107 参照）により、労審法第 16 条の 3 に基づく文書その他の物件の閲覧等ができる旨、個人情報保護法により開示請求ができる旨を説明すること。

ただし、①脳・心臓疾患事案、②精神障害等事案のうち時間外労働の状況からみて判断要件に該当しないことが原処分の理由の一つとなっている事案であって、原処分の際に「労働時間集計表」を作成しているものは、原処分庁意見書に「労働時間集計表」が添付されることに留意すること。

ウ 意見聴取に当たって配慮すべき事項等

意見聴取は、当該事案を担当する審査官の置かれている局内で行うことが原則であるが、審査請求人の年齢、住所、健康状態、天候状態、聴取に要する時間等を勘案するとともに、必要に応じ、審査請求人の利便を考慮した上で、最寄りの局又は署等とすることにも配慮すること。

意見聴取においては、原処分庁意見書に基づいて、原処分の理由を分かりやすく説明し、原処分庁意見書に対する請求人の意見を聴き取ることにより、審査請求の理由が明確になるようにすること。審査請求人から特に意見がない旨の申立てがあった場合でも、その旨聴取書を作成しておくこと。

審査請求人が原処分庁意見書に対する意見を文書で提出することを希望する場合には、「12 証拠物件の提出」(P.77 参照)により、期限を設けて文書を提出させること。

なお、審査請求人が来庁の要請に応じない場合には、審査請求人の意見を聴取しなくても審理が可能であることから、聴取に応じない理由等(意見がない等)を電話で聴取し、電話聴取書に記録しておくこと。

おつて、聴取の日程調整の際、審査請求人が意見聴取を希望しない旨を申し立てる場合であっても、原処分庁意見書(写)を送付する旨伝え、これに対する意見を述べる場合には申し出るよう説明した上で、「原処分庁意見書の送付について」(審査様式第17号の3)に原処分庁意見書(写)を添付して、審査請求人あて簡易書留郵便で送付すること。審査請求人から意見を述べる旨申し出があった場合には、日程調整の上、聴取を行うこと。原処分庁意見書(写)を送付した後、2週間経過しても審査請求人から何ら申し出がない場合には、電話で審査請求人の意向を聞いた上で、意見がないことが確認できたときは、その旨電話聴取書に記録しておくこと。

(3) 聴取に当たっての要点

ア 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨の聴取に際しては、審査請求書に記載されている処分はもとより、業務上外を争点とする審査請求については、通常、後続請求が予想されることから各種保険給付の請求状態、不支給決定状況、審査請求状況等を聴取すること。

審査請求書に通常随伴すると思われる処分的一方のみが記載されている場合(例えば休業補償給付のみ、あるいは療養補償給付のみ記載されている場合)は、審査請求人の真意を確認し、他の処分についても審査請求の意思がある旨を申し立てたときには、別個の処分として新たな審査請求書の提出を行わなければならないことなどについて審査請求人に説明するとともに、後続請求について「労災保険給付請求権の時効について」(審査様式第18号)により説明を行うこと。

イ 審査請求の理由

原処分庁意見書に基づき、原処分の理由を分かりやすく説明した上で、原処分の理由のうち、具体的にどの部分が不服であるかを審査請求人から聴き取ることにより、審査請求の理由を明らかにすること。

また、審査請求人が「非常に暑い中で仕事をしていた」等感覚的な表現をした場合には、その時の温度等を具体的に把握しているか、その裏付けとなる事実があるかなども併せて聴取するとともに、可能な限り裏付けとなる資料等の提出を求め、これを聴取書の末尾に添付するとともに、資料等の提出の経緯が分かるように聴取書に記載しておくこと。

ウ 署名押印

聴取が終了した後に審査請求人に作成した聴取書を読み聞かせ又は閲覧させて誤りがあるか確認を求め、誤りがないと認めるときは、審査請求人に署名押印を求めること。署名押印のない聴取書は、相手方の同意がない限り、証拠能力がないばかりか、後日審査請求人から申述内容に異議をとらえられることにもなりかねない。

エ 奥書

聴取者である審査官等が署名押印することとなるが、補助者をおいた場合には、補助者も署名押印すること。

[審査請求の趣旨・理由等の聴取書の例]

聴 取 書

住 所 ○県○市○町○丁目○○番地○号

職 業 ○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 昭和○年○月○日 (○○歳)

平成○年○月○日、○○労働局において、本職は、上記の者から次のとおり聴取した。

第1 審査請求の趣旨について

1 私は、審査請求をしている○○○○です。

2 私は、平成○年○月○日から平成○年○月○日までの休業補償給付の請求を平成○年○月○日に行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。また、平成○年○月○日に療養補償給付の請求も行いましたが、平成○年○月○日付けで不支給となりました。

3 私が取り消してほしいのは、今お話しした平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った休業補償給付の不支給決定と平成○年○月○日付けで○○労働基準監督署長が行った療養補償給付の不支給決定の両方です。

審査請求書には、休業補償給付しか書いておりませんが、療養補償給付についても後から審査請求をしたいと思います。

4 ○○労働基準監督署長には、今お話しした1回目の休業補償給付しか請求しておりません。これ以降の期間も治療を受けるため会社を休んでいます。

審査官から時効制度について教えていただきましたので、この分について請求するかどうか、家族と話し合ってみることにします。

第2 審査請求の理由について

私は会社に採用されてから約1年、荷物の仕分け作業に従事してきており、この作業が原因で腰痛を発症したと思うからです。

第3 意見等

1 送付された監督署長の処分理由に対して不服であるのは、「おおむね20kg程度以上の重量物又は軽重不同の物を繰り返し中腰で取り扱う業務、腰部にとって極めて不自然ないし非生理的な姿勢で毎日数時間程度行う業務のいずれにも該当しない」としている点です。

荷物の重さは、確かに20kgまではなかったと思いますが、大きさや重さは大

大きく分けて3種類あり、大きいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cmで重さは15kgくらい、中くらいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cmで重さは10kgくらい、小さいのは、大体縦〇〇cm、横〇〇cmで重さは5kgくらいで、これ以外にも規格外の大きさのものがあり、重さが一定ではないために腰に負担がかかりました。

また、作業の姿勢についても、普通は立ったままですが、規格外の大きさのものが来たときは中腰で持ち上げなければならないこともあったので、腰に負担になりました。

したがって、認定基準に定められた腰部に過度の負担のかかる業務に従事したとは認められないとする監督署長の判断は明らかに誤りだと思います。

2 (問) 規格外の大きさの荷物が来る頻度は、1日のうちどれくらいですか。

(答) 1日に2回くらい、2個から多いときは10個くらいで、重さは20kgを超える場合もあります。

3 私が腰の痛みを感じるようになったのは平成〇年〇月頃からですが、その頃に、腰に物が当たったりするような出来事はありませんでした。

4 作業内容を詳細に調べていただければ、私の腰痛が認定基準を満たすものであることが分かると思います。

審査請求人 〇〇 〇〇 ㊟

上記のとおり聴取して読み聞かせたところ、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前同日

〇〇労働者災害補償保険審査官

〇〇 〇〇 ㊟

上補助者 厚生労働事務官 〇〇 〇〇 ㊟

(4) 原処分庁からの意見の陳述

原処分庁は、審査官より受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる(労審法第13条第2項)。

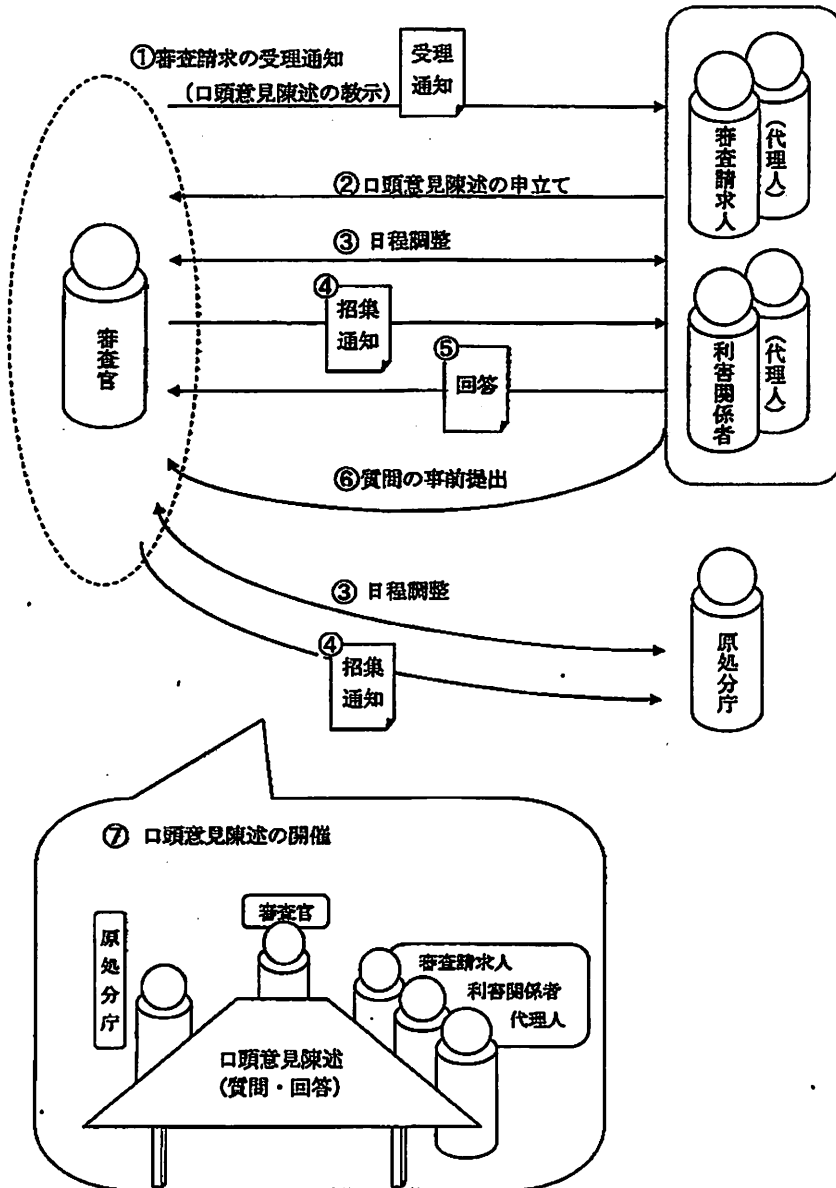
(5) 利害関係者及び参与からの意見陳述

利害関係者及び参与は、受理通知書の送付を受けたときは、文書又は口頭で意見の陳述を行うことができる(労審法第13条第2項)。

また、参与からの意見の聴取の方法は、「Ⅶ 参与からの意見聴取」(P.105 参照)によること。

10 口頭意見陳述

口頭意見陳述に係る申立ての事務の流れ
事務処理の流れは、おおむね次のとおりである。



(1) 概要

審査官は、審査請求人又は利害関係者から口頭又は文書により申立てがあったときは、当該申立人（以下「10 口頭意見陳述」において「申立人」という。）に対して、意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合を除き、口頭で

意見を述べる機会を与えなければならない（労審法第13条の3第1項）。

口頭意見陳述は、審査官が期日及び場所を指定し、審査請求人、利害関係者、原処分庁を招集してさせる（労審法第13条の3第2項）。

ア 意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合

申立人の所在その他の事情により意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、申立人に口頭意見陳述の機会を与える必要はない（労審法第13条の3第1項）。例えば申立人が矯正施設に収容されていて出所の見込みが相当期間ない場合など、審査請求の決定までの間に申立人が出席可能な期日を設定できる見込みがない場合などが該当する。

イ 再度の口頭意見陳述の申立て

口頭意見陳述をした者が、再度口頭意見陳述を申し立てた場合、これに対応する必要はない。

また、審査官が指定した口頭意見陳述の期日に申立人（審査請求人）及び原処分庁が出席したが、申立人以外の者（利害関係者）が出席しなかった場合などは、申立人の口頭意見陳述の権利は確保されているから、改めて口頭意見陳述の機会を与える必要はない。

(2) 口頭意見陳述の実施方法について

ア 申立人に対する意思確認

審査官は、口頭意見陳述の申立てがあった場合には、申立人に口頭意見陳述の制度の説明を行い、申立人が制度を正しく理解した上で申し立てるものであることの確認を行うこと。

特に口頭意見陳述は申立人以外の者を招集して行うものであることから、申立人の意思が審査官以外の者が同席する場での意見陳述を希望していない場合などは、審査官の聴取により対応することにも留意すること。

なお、申立人の意思を確認した結果は、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第37号）に記録すること。

イ 招集の事務

審査官は、招集する対象者が出席できるよう日程調整を行った上で、「口頭意見陳述の実施について」（審査様式第42号）により通知し、「口頭意見陳述の実施について（回答）」（審査様式第42号別紙）により出欠を確認すること。

なお、口頭意見陳述への出席は任意であることに留意すること。

審査様式第42号

○基審発第○○号
平成 ○年 ○月 ○日

○○ ○○ 殿

○○労働者災害補償保険審査官
[官印]

口頭意見陳述の実施について

平成○年○月○日付けで審査請求人○○○○が行った審査請求について、労働保険審査官及び労働保険審査会法第13条の3第1項の規定に基づく口頭意見陳述の申立てがありましたので、同条第2項の規定に基づき、下記のとおり実施する口頭意見陳述に貴殿の出席を求めます。

なお、出欠については、別紙により回答してください。

記

- 1 対象者
氏名 ○○ ○○
住所 ○○○○○○ ○-○-○
- 2 申立人
氏名 ○○ ○○
- 3 日時
平成 年 月 日 午後○時○分から
- 4 場所
○○○○○○ ○-○-○
○○労働局○○会議室

(注意事項)

- 1 当日の所要時間は、○○程度を予定しています。
- 2 申立人は、当日、審査官の許可を得た場合に限り原処分庁に対して質問することができます。質問する場合は口頭意見陳述の1週間前までに質問事項を書面で審査官まで提出してください。提出された質問事項は、あらかじめ原処分庁に送付されます。事前に質問事項を提出されない場合は、当日の審理の都合上、質問が許可されないことなどがあります。

口頭意見陳述の実施について (回答)

〇〇労働者災害補償保険審査官 殿

平成〇年〇月〇日付け〇基審発第〇号により、通知があった口頭意見陳述について、以下のとおり回答します。

【該当するもの()内に〇印を付してください。】

対象者本人が出席します

代理人 (氏名) _____ が出席します

(代理人が出席する場合、次のいずれかの()内に〇印を付してください)

当日までに委任状を提出します

既に委任状は提出済みです

欠席します

平成 〇年 〇月 〇日

住所又は居所 ○○○○○○ ○-○-○

氏名 ○○ ○○ 印

電話 ○○○○-○○-○○○○

ウ 会場の設営

口頭意見陳述の会場設営に当たっては、事案の状況等に応じた適切な配慮が必要である。具体的には、個人情報保護に配慮し、出席者の配席間隔に余裕を持たせること。また、他の来庁者に意見陳述等の内容が漏れることがないようにすること。

エ 口頭意見陳述の進行に係る説明

口頭意見陳述を円滑に進行するため、その冒頭において、審査官は、全体の進行や予定時間などを出席者に説明し、出席者に予定どおりの進行について協力を要請すること（「口頭意見陳述の進行例」P.75 参照）。

オ 陳述の制限

申立人のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合その他相当でない場合には、審査官は、申立人の陳述を制限することができる（労審法第13条の3第3項）。「その他相当でない場合」には、例えば既に陳述されたものの繰り返しの過ぎない場合や意見陳述の趣旨・目的に沿わないと認められる場合などが該当する。

(3) 原処分庁に対する質問の取扱い

申立人は、口頭意見陳述に際し、審査官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、原処分庁に対して、質問を発することができる（労審法第13条の3第4項）。原処分庁に対する質問については、以下のとおり対応すること。

ア 質問事項の事前提出

審査官は、申立人が口頭意見陳述に際して原処分庁に発する質問について、申立人に対して質問事項を事前に書面で提出するよう求めること。

なお、この取扱いは、申立人に強制するものではないこと。

イ 原処分庁への質問送付

審査官は、申立人から質問事項が提出された場合には、質問事項を原処分庁に速やかに送付すること。

ウ 不適切な質問への対応

口頭意見陳述における質問は、審査請求事件に関し、原処分庁に対して認められる（労審法第13条第4項）。

したがって、申立人の質問内容が、審査請求事件に関係のない事項にわたる場合、審査官や利害関係者等の原処分庁以外の者に対するものである場合、原処分庁の出席者個人の感想や見解を問うものである場合、単なる繰り返しの過ぎない場合、質問が不当に多発され質問権が濫用されることで審理に混乱を来すおそれがある場合などには、審査官は、申立人の質問の許可を取り消すこと。

なお、申立人が質問事項を事前に提出しなかったことのみを理由として、質問を許可しないことは適当ではない。

(4) 審理調書の作成

審査官は、口頭意見陳述の内容を審理調書に取りまとめること。

なお、審理調書には、出席者の発言をそのまま記録する必要はなく、その要旨をまとめて記録すれば足りる。また、申立人等の署名押印は必要ない。

口頭意見陳述の進行例

発言者	発言内容
審査官 申立人 審査官 出席者 審査官 原処分庁	<p>出席者の確認</p> <p>口頭意見陳述を始める前に、本日の出席者を確認します。 申立人は、審査請求人（利害関係者）の〇〇〇〇さんですね。 はい、そうです。 利害関係者（審査請求人）の〇〇〇〇さんですね。 はい、そうです。 原処分庁は、〇〇労働基準監督署長ですね。 はい、そうです。</p>
審査官	<p>注意事項の事前説明</p> <p>本日の口頭意見陳述は、審査請求事件について、申立人が審査官に口頭で意見を述べるものです。 また、口頭意見陳述に際し、申立人は、審査官の許可を得て、審査請求事件について、原処分庁に質問をすることができます。 口頭意見陳述の指揮・進行については、審査官が行いますので、出席者は、私の指示に従って発言してください。 なお、この場での発言については、録音し、審理調書に取りまとめることとしています。 また、口頭意見陳述は、出席者同士が議論をする場ではないことにご留意ください。 参加者を誹謗中傷するような発言、また、審理の妨害となるような行為は慎んでください。 それらの発言・行為について審査官から注意を受けても審査官の指示に従わない場合には、審査官が退室を命じる、又は口頭意見陳述を打ち切ることもありますので、ご注意ください。</p>
審査官	<p>口頭意見陳述の開始</p> <p>それでは、ただいまから平成〇〇年〇番第〇号〇〇補償給付不支給処分取消審査請求事件に係る申立人〇〇〇〇さんの口頭意見陳述を始めます。</p>
審査官	<p>質問権の行使</p> <p>（申立人から事前に質問がある場合） 申立人から、事前に、原処分庁に対して質問をする旨の申出があります。 （〇〇〇〇の質問を除き）質問を許可しますので、申立人は、原処分庁に対して1問ずつ質問をしてください。</p> <p>（申立人から事前に質問がない場合） 申立人から、事前に、原処分庁に対して質問をする旨の申出はありませんが、特に質問をしたいことがあれば質問を許可しますので、申立人は、原処分庁に対して1問ずつ質問をしてください。</p> <p>また、原処分庁は、申立人の質問に対して、回答できる範囲で簡潔に回答してください。 それでは、申立人、質問を始めてください。</p>

<p>申立人 原処分庁 審査官 申立人</p>	<p>(申立人が質問をする場合) (質問) (回答) よろしいですか。 はい。</p>
<p>審査官 申立人 審査官 申立人</p>	<p>□ 口頭意見陳述 それでは、申立人、本件審査請求事件について、意見を述べてください。 (意見陳述) よろしいですか。 はい。</p>
<p>審査官 申立人 審査官</p>	<p>□ 口頭意見陳述内容の確認 (必要な場合) ただ今、申立人が述べられた内容について、いくつか確認いたします。 (確認) (回答) ありがとうございました。</p>
<p>審査官 申立人 審査官 申立人</p>	<p>□ 口頭意見陳述の追加確認 最後に、申立人、言い残したことがあれば簡潔に述べてください。 (言い残したことがある場合) (意見陳述) よろしいですか。 はい。</p>
<p>審査官 申立人 審査官 申立人 審査官</p>	<p>□ 陳述書提出の確認 申立人は、口頭意見陳述した内容を「陳述書」として提出する予定はありますか。 (予定がある場合) はい、あります。 それでは、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに、陳述書をご提出ください。 (予定がない場合) いいえ、ありません。 わかりました。</p>
<p>審査官</p>	<p>□ 終了 以上で、本日の口頭意見陳述を終わります。 どうぞ、ご退席ください。 お疲れさまでした。</p>

11 審査請求の趣旨及び理由の変更

審査請求の趣旨及び理由は、審査請求人の申立てにより変更することが認められており、その申立てを行うことのできる期間、方法等については次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨の変更

審査請求の趣旨の変更については、審査請求期間の制約（労審法第 8 条）から、正当な理由がない限り（第 1 部の「IV 審査請求手続 5 審査請求の期間(2)正当な理由」P.22 参照）原処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内にしなければならない。この場合の変更は、可能な限り書面によって申立てをさせ、審査官は、その書面の写しを原処分庁、利害関係者及び参与に送付すること。

なお、趣旨を全面的に変更することは新たな審査請求の提起と同じことになるので、審査請求人に審査請求を取り下げさせ、改めて新たな審査請求を行わせるなどの適切な指導を行うこと。

(2) 審査請求の理由の変更

審査請求の理由の変更については、審査請求の理由が単に不服申立てを理由付ける事実の陳述であって、審査請求自体を変更するものではないから、審理の終結前であれば審理の進行に伴って適宜変更することは差し支えないこと。

12 証拠物件の提出

審査請求人、利害関係者、参与及び原処分庁は、証拠となるべき文書その他の物件を提出することができる（労審法第 14 条の 3）。

なお、審査請求人等から意見書等を後日提出したい旨の申出があった場合には、文書をもって提出期日（原則として 3 週間以内）を示し、期日までに提出がない場合には、再度期日を付して督促することとし、なお提出がない場合には、手持ちの資料により決定することとし、そのことを審査請求人に十分に説明しておくこと。

審理終了後又は提出期日後に提出された文書等については、審査官の心証が既に形成されている場合には、判断の要素とする必要はない。

なお、審査官の心証が形成されつつあるが、未だ決定に至らない間において審査請求人等から意見書等が提出された場合は、当該意見書等を検討し、必要に応じて心証形成に必要な限度で調査等を行うこと。

その場合、調査等に時間を費やす結果、審査請求処理期間が 3 か月を超えると、その長期化の原因は基本的には審査請求人等の責に帰すべきものであるが、そのような事態が起らないよう、審査請求人等に労審法等の趣旨を踏まえ協力を要請するとともに、「審査請求処理計画・処理経過簿」（審査様式第 37 号）に経緯が明確になるように記載しておくこと。すなわち、労審法では、証拠収集について審理の進行が審査官に委ね

られており（職権進行主義）、証拠の収集についても、審査官が職権をもって収集することとなっていること（職権証拠調べ）を説明するとともに、公正・迅速な決定には審査請求人の協力が欠かせないことを伝えること。

また、当該審査請求事件に係る民事訴訟の結果が出るまで審理の進行を待つて欲しい旨の申出があった場合は、行政の行う不服審査は訴訟と関係なく進められる手続である旨を説明し、民事訴訟の判決を待つことなく審理を進行させ、決定を行うこと。

13 審査請求手続の受継

(1) 承継人の範囲

ア 審査請求人が審査請求の決定前に死亡したときは、承継人が審査請求の手続を受け継ぐものとされている（労審法第 17 条）。

「審査請求の決定前に」とは、審査官が審査請求を受け付けてから労審法第 20 条の規定による審査の決定の効力が発生するまでの期間をいう。

この場合の承継人は必ずしも相続人をさすものでなく、原処分取消しにより法律上の利益を得る者をいうものであり、これは行審法第 15 条の「相続人其他法令により審査請求の目的である処分に係る権利を承継した者」と同様に解される。

イ 労災保険給付に係る審査請求事件の場合、承継人は一律には定まらず、保険給付の種類その他の区分により次のようになる。

(ア) 遺族補償給付及び遺族給付以外の保険給付に係る審査請求

a 審査請求人が被災者自身である場合

① 労災法第 11 条第 1 項に規定する未支給の保険給付の受給権者

労災法第 11 条第 1 項（未支給の保険給付）

この法律に基づく保険給付を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかつたものがあるときは、その者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたもの（遺族補償年金については当該遺族補償年金を受けることができる他の遺族、遺族年金については当該遺族年金を受けることができる他の遺族）は、自己の名で、その未支給の保険給付の支給を請求することができる。

② ①が存在しない場合、審査請求人（被災者）の相続人

b 審査請求人が未支給の保険給付を請求した者である場合

① 未支給の保険給付の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、審査請求人の相続人

(イ) 遺族補償年金又は遺族年金に係る審査請求

① 遺族補償年金又は遺族年金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② ①が存在しない場合、受給権の順位が審査請求人の次順位にある者

③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人

(ウ) 遺族補償一時金又は遺族一時金に係る審査請求

① 遺族補償一時金又は遺族一時金の受給権の順位が審査請求人と同順位にある者

② 労災法第11条第1項に規定する未支給の保険給付の受給権者

③ ①及び②が存在しない場合、審査請求人の相続人

(2) 受継の手續

審査官は、審査請求人の死亡により、審査請求の手續を受け継ぐ者に対して、「手續受継届」(規則様式第9号)を提出させるか又は口頭で次の事項を陳述させなければならぬ(労審令第15条第1項及び第2項)。

① 事件の表示

② 受継の理由

③ 受継の年月日

④ 承継人の氏名及び住所又は居所